

中世禅林の法と組織

——禅宗寺院法の基礎的考察——

原 田 正 俊

はじめに

日本中世の禅宗寺院においては、様々な法が制定され、それに則つて、僧衆が組織され、寺院が運営された。いうまでもなく中国の禅林においては百丈清規をはじめとした儀式・規範の集成である清規が制定され、それに基づいて、寺院運営が行われていた。日本においても中国禅林の清規をもとに、寺院内組織が形成されたのであるが、初期禅林においては、栄西、道元、円爾にみるように渡来し、中国禅林の儀式・規範を体験し学び日本に移入したのであり、鎌倉に招かれた蘭溪道隆や無学祖元といった中国僧達も当然、中国禅林の規範を持ち来つた。今枝愛真⁽¹⁾氏の研究によれば、清規類の中でも第一に『禅苑清規』、

次いで『校定清規』『備用清規』、さらに元の至元二年（建武三年（一三三六））に編纂され、日本では文和五年（一三五六）はやくも公刊された『勅修百丈清規』の影響が大きい。

しかし、こうした中国禅林の法がそのまますべて日本の禅院で適用され、必要十分であつたわけではなく、おのずと日本禅林の置かれた社会状況に適應した日本禅林独自の法が整備され、日本の実情にあつた運営がなされた。こうした法には、寺院内で各門派の祖が、置文、遺誠として制定したもの、僧衆の連署による壁書、須知、五山官寺制のもと、北条氏や室町幕府による規式、あるいは、朝廷よりの特定の門派による住持職独占の規定などがある。これらは、中国より導入された清規を補うものであり、また場合によっては改変を加えたり、あるいは当該期において、もっとも組織運営のために重点が置かれた点を示

している。

本稿においては、こうしたものの全体を禪林の法としてとらえ、特に組織、運営にかかわるものを扱う。尚、置文などにおいて、一般的な宗教的訓戒について終始するものは一応ここでは考察の対象外とする。こうした法の主要なものもを挙げると表のようになる（本論文最末尾）。大小取り混ぜ存在するが、一般に中世後期に繁栄を誇った五山といえども、遺されている文書をはじめとした史料は少なく、寺院による量の差異も大きいが、概ねその傾向をみることができる。尚、表には通し番号、年代、標題、所収文書、発給者、充所、文中のキーワードを示した。

禪林の法については、これまで室町幕府法の中で禪院関係の法がいくつかあることから、『中世法制史料集』第二卷室町幕府法に所収され、参考資料として『東福寺文書』等からの引用もあり一部集成がなされている。『中世政治社会思想』上においては、このうち文和三年（一三五四）の足利基氏大小禅刹規式について注・補注が加えられている。

中世寺院法全体を扱ったものとして清田義英氏の研究があり、顕密寺院も含め全体の概要を紹介しているが、主に大衆集會等の在り方の説明に主眼がおかれている。また、『蔭涼軒日録』の分析の中で蔭木英雄氏が壁書について論及している。もともと、これらの研究史においても禪林の規式・置文・壁書に言及

されることはあつても禅宗史、寺院組織の問題として十分考察されているわけではない。

禪林の組織、機構の研究においては、これまで、玉村竹二・今枝愛真氏の研究に代表されるような、五山官寺の住持制度、五山・十刹・諸山といった寺格の編成による官寺機構に重点が置かれ、法全体を取り上げ考察の対象とすることは少なかつた。日本に導入された清規について考察した今枝氏の研究においても、本当の意味での日本禪林を律した寺院法については課題のまま残しているのが現状である。

また、個別寺院史研究においては、五山についてその組織の概要は知られてはいるものの、地方禪林も含めた法にまで言及されることもまた少ない。禅宗史研究者にとつては常識的な寺家中心部の住持と東西両班によつて構成される常住組織についても、中国禪林以来の常識的である故にかえつてその特性について十分考察されているとはいえないのである。本稿においては規式などの分析から中国禪林組織の日本的展開・改変の実態を、そして日本社会において展開した意味合いを含め検討する。一般に五山に対し林下と呼ばれるものの寺院組織の中では、大徳寺の研究が進んでおり、玉村竹二、竹貫元勝氏による詳細な寺院組織、運営の研究がある。

これら寺院組織の研究が、いづれも、寺院内の法を含め組織

全体を考察したものであるが、本稿においては、中世禅宗全体の法を概観することにより、禅宗寺院の法と組織原理を導き出し、近年めざましく進展した、顕密の寺院史研究との比較が可能となるような基礎的データ⁽⁸⁾を提示することに目的がある。これによって、日本社会における寺院組織というものがどのように変化するか、また中世社会で圧倒的に優勢な勢力を持った顕密寺院と新興の禅宗寺院の違いは何なのか、また相互の影響といったものについても考えていきたい。

さらに、網野善彦氏⁽⁹⁾により一躍有名になった「公界」の語は、氏の指摘にもあるように常住或いは僧衆全体の共同空間をさす禅林の用語を濫觴としている。「公界」についての論考は、その後、中世における公概念の発展、或いは公の主体についての論議を呼び、寺院外社会での展開に論の重心がおかれたが、今一度、禅林の法と組織を考えることによって、「公界」の内実をより明確にし、前近代社会においてどのようにして公界が維持され、寺院経営の上で如何なる意味合いをもったのかを考えていきたい。

こうした寺院社会、仏教の影響のもとに広まった、仏物の觀念が、大法として中世社会に広がり、在地村落レベルでも、惣堂、惣堂物といったものが村の公を支える重要な位置にあったことなどを合わせ考えれば、中世寺院社会、とりわけ公界の語

を日本にもたらした禅宗寺院の法と構造を検討することは、日本社会における公概念の在り方を考える重要なポイントになると考えられる。

仏教史に立ち返れば、日本中世の禅林が単なる中国禅林の模倣、移入でなく、日本社会において、その法と組織がどのように受容され、変容し展開していくか、その背景を考えていきたい。

また、これまで中世禅宗史研究においては、五山と林下といった分け方で把握され、住持制度についても南禅寺、円覚寺をはじめとした五山系は中国禅林と同じ様な多数の門派の中から器量の仁を選び住持にすえる五山十方制、大徳寺・妙心寺といった五山の列に加わらなかつた林下寺院は徒弟院といい、開山の人物の法系一流相承を主張し、その弟子への譲りにより寺院が継承されたとする。こうした分類により、五山は中国禅林風の住持選定、林下は日本風の、公家的な、或いは顕密寺院と同様な住持選定、相承原理によつたというような解釈がなされて

いる。

そこで本稿ではこうした五山林下の違いと同一性を今一度検討し、実際の禅林の法に見る組織の在り方を説明していきたい。論を展開するのにあたり便宜上、それぞれ個別寺院によつて例外的な性格を持ち得る寺院もあるが、一応、京・鎌倉の五山、

十刹・諸山・塔頭、大徳寺とその塔頭ならびに臨済系林下の地方寺院、曹洞宗に分けて考察を進めていく。

第一章 京・鎌倉五山の法

日本における禪宗寺院の寺内組織は基本的に中国禪林の清規に基づき構成されたのであるが、おのずと日本の実情に合わせ改変も加えられ、政治権力との関わり方、また運営上特に問題が噴出する点に重きを置きその都度、規式・置文といったものが定められたと考えられる。本論文末尾の表に示したものはこうした性格を持つものであり、以下これらを検討することにより、日本中世独自の禪院の在り方を説明していく。

一般に、禪宗寺院の組織は、住持長老のもと東西両班を置いた。東班には、副寺・都寺・監寺・直歳・維那・典座の六知事が、西班には、首座・書記・藏主・知客・知殿(殿司)・知浴の六頭首が置かれた。住持直厲のものとして衣鉢・焼香・請客・湯薬・書状の五侍者がある。住持を中心とした両班は寺内で常住としてその寺内の中核部分を形成した。こうした役職はあくまで中国禪林での基本型であり、日本においては実際の執行機関のありかた、文書発給の署判者など独自の展開がみられるのであるが、これまでこうした点については、本稿で主に扱う

規式などとの対比のもと十分考察がされてきたとはいえない。

むろん住持制度については既に玉村竹二¹⁾・今枝愛真氏²⁾によるすぐれた先行研究があるが、これも含め今一度禪林の法を検討しながら、禪宗寺院内でどういった組織原理があり、またどのような機構の在り方が僧衆に要請されていたのかを禪林の法とおして検討していきたい。いうまでもなく、先に示したような役職名にしても、これまでの顯密寺院とは異なるものであり、維那についても禪院では「いのう」呼ぶ。

中世後期ともなれば、こうした役職名を名に付随した僧侶が史料上多く現れるが、こうした寺院組織と職名の展開は、いわば日本の仏敎界の中においても大きな転換であり、従来の顯密僧とは別個の集団が広がる社会現象についてはもっと注意が払われてよいはずである。³⁾

中世禪宗寺院の内、臨済系寺院の多くは五山以下の官寺に序列化された。五山制の始まりは明確ではないものの、すでに鎌倉幕府のもとで、円覚寺、建長寺が開創されて以来、五山の制は整いつつあったとみてよい。また、京都においては、九条道家が檀越となり大規模な寺院である東福寺が建立されると帰国したばかりの円爾が迎えられ、円爾と道家の合意のもと、建前上、天台・密・禪の併置ではあるが、大陸風の伽藍と制度を持った寺院が造られる。⁴⁾これを規定したのが建長二年(一二五

○九条道家領惣処分状(③)のなかの東福寺に関する規定である(以下先述の表を適宜参照していただきたい。また表中史料の引用の場合、本文中に表中の番号を①のように記した)。

円爾は東福寺に住山すると弘安三年(一二八〇)規式(⑤⑥)を定め、自らの門弟の中から器量の仁を選び本寺並びに承天寺以下の末寺の住持にすることを定めている。これ以後、室町時代にいたっても、東福寺はあらゆる門派から住持を招聘するシステムを持ったいわゆる十方刹とはならず円爾の門派である聖一派で住持が占められた。しかし、後述するように現実には円爾門下の高弟達の諸門派から広く住持が交替で選ばれたのである。鎌倉では、建長寺住持の蘭溪道隆が遺誠(④)という形で禅林の法を定め、そこには済洞の和合を説くように寺内には臨済のみならず曹洞宗をも含み込んだ十方刹としての在り方を示した。北条氏もまた中国禅林の風を積極的に押し進め、北条貞時は永仁二年(一二九四)(⑨)、乾元二年(一二三〇三)に規式(⑩)を定め衣体に日本衣を禁じ、免丁と呼ばれる札を持たせるなど、徹底した中国禅林の移入を計った。さらに円覚寺の定員を二〇〇名と定め、僧侶の出入り、女人の出入りなどを厳格にし、禅院内の行者や人工といった人々にまで帯刀を禁じた。北条高時は貞時の規式を踏襲し、嘉暦二年(一二三二七)円覚寺に対し規式(⑩)を出した。これによれば北条時宗の素意に基

づき、住持は仏法修行を行い、世事については寺家行事が談合に加わり円覚寺の運営にかかわることが定められている。寺家行事については詳細はわからないものの幕府の意向を受けた俗人が寺院の運営に加わっていたことは、得宗専制のもとでの厳格な宗教政策の有り様をうかがわせる。こうした形態が室町時代の各寺院におかれた別奉行制に継承されるのであろう。

寺官については、東西両班、維那を寺内での決定にしたがい行事が請定するとされ、その他の役職についても方丈・僧侶・行事の談合の上、器用の仁を選ぶことが定められている。円覚寺の定員は二五〇人とされ、小僧・喝食は五人としている。荘園管理については、給主は遷替の職とし、都閤と行事による管理とされる。このように極めて厳格な管理がうたわれているのである。中国禅林以来の清規に基づき建長寺・円覚寺が運営されているとはいうものの、以上のような北条得宗による日本禅林の実情を踏まえた法が制定されていることは注目される。

武家側の禅院に対する政策に対し、公家側では南禅寺創建に際し、永仁七年(一二九九)龜山上皇が祈願文(⑩)の中で、長老職は器量卓抜、才智兼全の者を選ぶべきとし、僧は必ずしも賣人を以て尊しとはなさずといい、子孫が権勢を以て住持することを禁じている。鎌倉においては北条氏によって次々と大陸僧を含め住持が迎えられたように京都の南禅寺でもいわゆる五

山十方制を採り、禪宗内の一門派にとらわれず広く住持を選ぶことが原則とされた。

こうした、鎌倉幕府以来の禪林規式は、室町幕府にも引き継がれ、暦応三年（一三四〇）⁽²⁴⁾、暦応五年（一三四二）⁽²⁵⁾足利直義によって詳細な規式が定められる。円覚寺に出された規式をみると、まず当時巨大化した禪院内での大衆の一揆、また、複数の門派が寺内に存在することによる門派間の抗争を禁じている。円覚寺の人員は増加を続け、この頃には定員を三〇〇人としている。そのため新たに入門を乞う掛搭を停止している。寺内の諸役については、公に論じ選任し、一廻未満の者は、寺僧名簿である床曆に載せないとしている。

寺領を管理する者（庄主）については、住持と寺官が協議し、廉直の器用を選び、住持が遷替の職である故、交替してもたやすく変えてはいけなとする。塔頭については鎌倉府の推挙を受け京都に訴えるようとし、門派の拠点となる塔頭の造営を幕府の認可制にしている。また塔頭と本寺との和合を説き、塔頭が次第に力を持ち各門派毎に利害を主張し合う有り様がうかがえる。

暦応五年（一三四二）足利直義の追加法⁽²⁶⁾によれば膨張する円覚寺の寺僧の定員規制のため新命（新任）の長老に随伴して寺に入る僧衆の数を二〇人以下、沙弥喝食についても二〇人

以下とした。

常住に詰めて実質、寺の寺務を執り行う「参暇」の西堂などの人数は寺内人数の増減よらず一定としている。中国禪林において参暇という語は、外出した僧が僧堂に帰る意であるのが、日本では転じて寺内執行部に属するの意になっていることがわかる。

僧衆の行儀として、近年寺外に居宅を構える者、寺中で利銭を企てる者がいるとされ、本来の禪林寺内における、僧堂、各寮舎に僧衆が起居する風は衰え、日本の特色ともいえる塔頭をはじめとした周辺寺庵に住する様相がうかがえる。また祠堂銭運用につながる利銭の活発化が注目される。

寺領庄務については、任期は三年とされ、累年庄務を司る雲水僧侶がいるのはよくないとする。先の暦応三年（一三三九）法⁽²⁷⁾の修正である。そして現任の都閭・都管といった経済面を司る東班に属している者が寺領を知行すべきではなく、すなわち彼らは給主の決算を監査する立場だからであるという。中国における『勅修百丈清規』巻四の東序知事の項においても、都監寺の職務が寺院経済に密接にかかわることから公平さを要求され、私党を構え独占することを禁じている。経済にかかわる東班は、寺内秩序の維持のうえでもっとも注意を払わねばならない職であった。そして寺家の沙汰は、住持が評定衆とともに

に最高決定機関として処理すべきとしている。鎌倉時代の嘉暦二年法(16)の俗人である奉行人の参画は大きく後退し、寺家の自主性が確立されている。

こうして極めて詳細に定められた規式は、おそらく南禅寺や建仁寺、東福寺、貞和元年(一二四五)落慶する天龍寺への規式ともされたと考えられる。この規式を發した足利直義は、北条氏の執権政治を範とし、守護を吏務と位置付け、法理主義的な姿勢を貫いたことで知られるが、中国禅林の組織は彼の意向に合致するものであり、この規式をもつてより日本の現実に合わせた法の整備を計つたものと考えられる。

文和三年(一二三四)足利基氏は大小禅刹規式条々(17)を出し、建長寺・円覚寺を頂点とした鎌倉禅林の規式を定めた。住持の選定については、叢林の法に基づき大衆中の公論に任せ三名を選び、官家において鬪を引いて決定するとしている。後に蔭涼軒主が官寺の住持候補者を書き上げ將軍の爪点を請うた方式の前段階の様相がうかがえるとともに、幕府の関与の仕方がわかり、五山にとつて官は幕府であつた。そして広く人材を門派を越えて登用することが人事の基本としてうたわれ、建長寺・円覚寺の首座についても広く他寺から人材を登用するとされる。

官寺の住持については、任期(三年二夏)を全うせず退院す

ることは寺家の煩費のもととして禁じている。また、東班・西班の役職に肩書きだけを得るため強縁を以て就任して、頻繁に交替することを禁じ、二節(半年)を任期としている。任期を勤めなければ床曆に載せず即ち経歴として認可されないとした。塔頭については、新設の場合、御教書が必要で寺家評定衆と鎌倉府から付けられた奉行人が敷地を選定するとしている。

諸寺の中でも、徒弟院として一つの法系門派から住持を選ぶとしている寺院においては、単に門派の臘次の高い者から選任するのではなく、器量の仁を選び、適任者がいない場合は法系を遡つて広く各門派から人材を求めるとされており、徒弟院の存在を公的に認めている。これまで、研究者のなかには徒弟院を五山制度のなから逸脱したもののようにとらえる向きもあるが、このように早くに幕府の定める規式のなかで位置づけられているのである。よつて、東福寺やその後、五山十刹の内にも徒弟院化するものが多く現れる。

寺中での刀杖による狼藉は堅く禁じられ、刃傷沙汰を起こした者は追放され、他の官寺での共住も不可とした。官寺間で人事交流がある故、全国の官寺から追放されることになる。

住持が遷替の職であることにより、寺家内部の詳細を知らないのにつけ込み、知事が常住物を横領したり、庄主が年貢を対捍するようになり、この防止策として知事は奉行人に対して結

解を遂げるべきだとしている。禪院の経済に大きく幕府・鎌倉府がかかわることが規定されている。事実、十五世紀段階でも將軍のもとで荘園年貢の結解が報告されたり、その時期が協議されている⁽¹⁶⁾。

足利基氏の規式は、内容的にも直義の規式を踏襲したものであるが、文和元年（一三五二）直義没後の尊氏と基氏の新体制のもと出されたものであり、政情不安な関東の禪林を安定させるものでもあった。また注意しなければならないのは、文和三年（一三五四）十一月二十日付けで足利尊氏の御判御教書⁽¹⁷⁾が出され、円覚寺の寺務は開山塔主（正統院）並びにその門派、諸塔主、西堂、普旧が住持とともに評議を加え運営することが命ぜられている。

室町幕府によるこうした法は、禪林内の叢林の法、すなわち『禪苑清規』『勅修百丈清規』等を踏まえ、日本禪林の現状をもとに、寺僧等との協議のうえ整備されていたのであろう。

貞治三年（一三六四）円覚寺では、正統院主大喜法忻他十三名が連署し規式⁽¹⁸⁾を出し、署判者は、西堂・普旧・首座・都聞・都寺・維那であり、これが寺家を実質運営する評定衆である。そして、紙背には奉行人依田右衛門入道が裏を封じている。内容的には新任持入院の費用の節約、参随の掛搭者の人数制限、僧衆の定員四〇〇名、僧衆の請暇（暇をとり寺外に出ること）

の日数、寮舎の占有期間などで、これ以降、幕府の追加法とならび、一般にこうした寺家評定衆の連署による規式が出されるようになる。

貞治七年（一三六八）、幕府は重ねて官寺の住持・両班についての禁制⁽¹⁹⁾を出し、新任持入院の際の他寺長老の招請を停止し、新任持の経歴は白槌師の証明だけでよいとした。もつともこの規定は、応安五年（一三七二）撤回され⁽²⁰⁾、他寺の長老は招かれるようになる。

このほか入院儀式の礼物の煩費を禁じ、住院の年期を全うするように命じ、これに満たないものは東堂と称することを禁じている。また、縁にまかせ三年五年の住院も可とする。両班の交替にも暖寮と呼ばれる、新任の住持・役職者による寺僧への接待が頻繁に行われたようで、このような風潮はすぐれた人材の登用を妨げるものと禁じている。応安元年（一三六八）法⁽²¹⁾でも任期について、応安四年（一三七二）法⁽²²⁾では、五山十刹以下の住持の人選にあたって真俗の口入を禁止しているが、裏返せば、当時、俗縁・檀越の政治力、財力により五山内の昇進が左右されることが多かったことがわかる。規式は残っていないが義詮の代にも同様の禁法が出されている。続いて応安五年（一三七二）には両班の任期、五山僧衆の定員三五〇人を定めている⁽²³⁾。応安六年（一三七三）法⁽²⁴⁾は関東五山に

対し出され、住持職の任命は京都の沙汰としている。

また注目しなければならぬのはこの時期、東福寺に対する規式がいくつか出されていることである。東福寺はその開創以來、九条・一条家を檀越としており、住持職についても他の五山とは別に藤氏御教書により任命されており、これまでも五山の列にはふさわしくないとの論議が出ていた。

応安五年（一三七二）には、相次いで東福寺に向けての法(56)、(59)が出され、東福寺が禪の大刹でありながら幕府の定める規式にしたがわず、住持や兩班が頻繁に短期で交替することを非難し、五山全体で通用する位として東堂・耆旧と称することはできないとした。こうなると東福寺門派の禪僧は他の五山に出世することができなくなるわけで、幕府は「非五山列」といい、これはいわば幕府よりの恫喝であつた。このほか東福寺が五山の定員が三五〇人と定められているのにもかかわらず七〇〇人も僧がいるとし、減員と掛搭の停止を命じている。寺内・門前の検断については五山の法にまかせ寺家の沙汰とし、殊なる事出来の時は侍所が処置するとしている。

これ以前、東福寺は、九条・一条家の外護を背景に幕府の意向を遵守していなかつたようであつた。この時期、幕政は細川頼之の執政下にあり、他の五山をも含む貞治七年（一三六八）の法(44)を始め、東福寺に対する頼之の厳格な五山統制の様が

みえる。こうした高圧的な姿勢が後に南禅寺樓門破却事件をきっかけに五山内の大門派を率いる春屋妙葩との不和を招くことになったとも考えられる。先に見た入院儀式の際の他山長老の招請の停止がすぐに撤回されている(54)ことなどからみて、五山側からの抵抗に遭い、頼之の意向が退けられたとみてよいだろう。

康暦の政変で細川頼之が失脚し、春屋妙葩が、丹後より帰洛、そして足利義満が実権を握ると、すぐさま東福寺は訴状(66)を出しその中で、住持職については武家の御教書によるとし、これは二条良基の許可も得たとし、義満の袖判を受けている。幕府は名実ともに全五山を官寺とし保護統制するのである。

永徳元年（一三八一）には、斯波義将が義満の意を奉じ、十六箇条に及ぶ規式(70)を出し、義満期の五山法が確定する。こうした規式制定の背後には、義満の帰依厚い絶海中津や空谷明応が参画しており、実質は彼らが叢林のあるべき姿として規式を制作していることは注目される。

この規式においては、住持職には、異朝名匠、山林有名道人を問わず器用の仁を拝請することとされ、権門の推挙は叢林の大弊とする。大刹の長老は同門派僧が並び立つことは良くないとまでいい、公平な住持の選任、広く門派の枠を超えさらには大陸や、五山を離れ山林に交わる有能な禪僧を招くことが必要

とされているのである。このほかこれまでの規式の内容を踏襲し、任期、奢侈の禁、西堂参暇の定員などが規定された。当時、五山大刹の人員は一千、二千人ともいわれこれを五百人に減員するように取り決めているが、この頃の五山の繁栄ぶりがうかがわれる。

義満期のこの規式は、直義以来の法の精神を継承し、巨大化した禅院の実態を踏まえ五山全体の動向を包括する基本法としてこれ以後機能した。

幕府の出す基本法に基づき、五山内では住持・評定衆連署でより細かな寺内法が取り決められ、応永七年（一四〇〇）建仁寺の住持、中山中高他、西堂三名・首座二名・都寺三名・納所一名・維那一名の連署により、寺内の諸寮官銭が定められている⁽⁸⁷⁾。これは寺内の造営のための資金拮出策でもあり、通常の寺内の役職に就いた際に納める任料より高めになっているとみられるが、前堂首座十貫文・後堂首座五貫文・書記三貫文・東西藏主各三貫文・知客二貫五百文・都寺十貫文・監寺五貫文・焼香侍者二貫五百文・書状侍者二貫文・請客侍者二貫文と定められており、中国禅林の両班の職を踏まえながらも、現実の日本禅林で機能している役職をうかがうことができるとともに、その職階の軽重もみることができよう。

応永十七年（一四一〇）建仁寺では、東堂大業德基、聖徒明

麟、住持仲方円伊をはじめとした計二十名の評定衆が連署し、規式⁽⁸⁸⁾を出している。ここでは、新任持就任時、禅僧達が両班の役職に就任することを固辞し欠員が生じる事態を踏まえ、懈怠の輩は公方に注進するとしている。

また、禅院内で禅問答を通して宗要を錬磨し、法階の昇進につながる重要儀式である乗弘の開答を仕掛ける禅客の欠員が問題となっており、僧並びに沙弥・喝食・楞嚴頭についても器量を選び人選することが規定された。寺領の庄主については寺内の評議のうえ人材を登用し、私意にまかせ師弟・同宿間での職の譲りや強い縁故をもって寺内に入り込み庄主職を望むことを禁じた。年貢の抑留等、不正が生じた場合は門中の連帯責任とすることが定められた。

そして、この規式は將軍に進覽し、一本は御前に置くとしている。ほぼ同様の内容の規式が応永二六年（一四一九）に出され、足利義持の袖判がすえられた⁽⁸⁹⁾。応永年中以降、こうした実情に応じた規式が寺内で定められ、將軍の一見を経て施行された⁽⁹⁰⁾。

また、応永十八年（一四一一）の諸寺煩費条々⁽⁹¹⁾や、文安五年（一四四八）の壁書⁽⁹²⁾にみるように、寺中の評定衆連署の上、鹿苑院主さらには蔭涼軒主が加判するのが通例となる。

応永年間以降、規式の条文のなかには、乗弘・禅客といった

宗旨を宣揚する重要な儀式の形骸化を止めようというものや五山僧になるため掛搭する僧の人数削減、度僧の制限の法が増えていく。

五山内の抵抗にもかかわらず、將軍やその周辺から、縁故ある僧への官寺住持職所望の申し入れが増加し、禅僧達の多くも高い職位・住持職を望み、こういった風潮から、実際に入寺しないで住持職の称号だけを得る坐公文が一般化することは周知のことであるが、さらには乗弘の儀式を経ないで住持職を得る者まで現れてくる。応永年間以降の規式はこうした状況に対応してのものであるが、実効は疑問であると共に、五山官寺僧になることが競望され、寺社勢力の内での五山の優勢をみることもできる。度々問題となるように、坐公文や無乗弘を禁じている將軍自らがこれを破るといった状況であり、また五山側も寺家経済の逼迫から坐公文は重要な常住への費用調達方法となっていく。やがて、天文十七年（一五四八）にもなれば度重なる戦乱と荘園年貢の不納により、経済は窮乏し、規式のなかで無乗弘の住持を認める規定(99)まで現れてくる。

こうした五山全体にかかわる規式とは別に、各寮舎においても規式が定められ、長祿元年（一四五七）の東福寺維那規式(100)、天正五年（一五七七）の天龍寺綱維寮法式(101)のようなものもある。これらは評定衆の議を経て決定され、寺内の寺僧

管理部門である維那寮は重要な部署であり、ここで床曆・僧籍・勤旧簿といった人事考課にかかる帳簿類が備えられていた。もつとも維那職は、この頃輪番で勤められねばならないのに、懈怠する者もおり、本来諸職を経験し、五山内での昇進を果たすことが当然であった寺内秩序の崩壊の兆しがみえ、昇進に有利な職名のみを得ればよいといった風潮が蔓延している。

第二章 十利・諸山・塔頭・地方寺院

次に五山内でも次第に増加拡大していった十利・諸山クラス寺院、塔頭、地方末寺についてみてゆく。

形式としては、塔頭や地方寺院の寺院法については開山となる人物の置文としての法が多く、その後は弟子達が連署し規式を定める場合が多い。

臨川寺は天龍寺に隣接し、十利さらに五山に取り立てられようとしたこともある官寺であるが、内に夢窓疎石の塔所三合院もあり夢窓門派の中心寺院的色彩が強い。臨川寺・三合院・西芳寺といった寺には夢窓による詳細な規式が定められ、十利以下の禅院の組織構造の在り方を知ることができる。

暦応二年（一三三九）の臨川家訓(102)によれば、臨川寺住持は三合院塔主と門弟宿老が人選し、適材がいなければ広く他門

の大刹から招くこととされる。寺内に共住する僧は門派を選ばずとしているが、莊園の土貢にしたがい常住の煩費にならない程度に員数は抑えるべきとしている。中国の禪林にならない且過が開かれ、諸国遍歴の雲水（修行僧）が尋ねてくるようにしているが、現実には僧としての資質に欠ける者も多く、夢窓はこれを一定度制限する姿勢を示しており、様々な巷間の宗教者が続々と流入してくる最盛期の禪宗をとりまく状況を示している。また寺官については、両班は十人まで、侍者は四人としている。このほか沙弥・喝食は五人までとする。

莊園の管理においては、庄主の人選の重要性を説き、寺辺田地の管理は都寺あるいは監寺、副寺が当たるとし、庄主の交替に際しては、住持・両班・大耆旧・老僧の評定が必要とする。収納と次年度の支出についても評定を重ね、常住の費用の用途については住持、知事ともに僧衆に疑いをもたれないよう公正でなければならぬとした。

夢窓は臨川寺の規式を必ずしも大叢林の規式の通りにする必要はないとし、近年、大叢林では礼数だけが重視され本来の道行が廃れていると批判し、当寺は専一に仏道を修する場にしたと述べている。

近年の叢林の弊として、各寮舎に小庫院を構えることを挙げ、寺内の僧堂や食堂で大衆が飲食を共にする習慣が変化

してきているのがわかる。禪林内で強調される公界・公平の論理からすれば、各寮舎、さらには各塔頭での食事が日常化されることは、寺内における私的空間が拡大し、生活の基本である食事というものの平等性が損なわれることになる。夢窓はこのことを恐れ、近年の叢林の弊として厳しく指弾しているのである。もっとも、現実には各塔頭・寮舎の独立性が次第に高まってくるのが事実である。

末寺の住持については、本寺長老・三合院塔主・門弟老僧が評議しこれを決定するとし、規矩は本寺に準ずるとしている。本寺及び末寺の契券等の正文は三合院に納めるべしとしている。末寺住持の決定については、延文六年（一三六一）秀堂徳盛の遺誠(27)による建長寺宝珠庵末の会津如法寺、法泉寺住持の決定などにも同様の方式がみえる。

臨川寺内の夢窓疎石の塔所、三合院についても遺誠(28)という形で運営の基本法を示し、塔主は、臨川寺長老、門弟老僧が評議して弟子のなかから選び、塔主と侍者の進退は一回限りとして遷替の職とする。院中の細務は塔主と主事僧が行い、大事は本寺長老、門徒老僧とともに評定し、莊園などの管理も自專してはいけないとして、徹底した共同管理の体制を引く。院中の人数は十人、毎日の粥飯、衣料は常住より支給される。莊園の年貢の内、三十貫が塔主の得分とされ、その他は常住費とさ

れた。

この三合院遺誠は、早くに流布したようで、鎌倉円覚寺内の黄梅院には心巖周己が書写し、これに永徳三年（一三八三）春屋妙葩が署判したものが遺っている。夢窓派は天龍寺雲居庵・臨川寺三合院・円覚寺黄梅院が拠点となり全国に展開するが、夢窓派の発展を併せ見れば、この遺誠は禅林塔頭の代表的規範として位置づけられ、禅林のすぐれた組織者として大門派を形成した夢窓の力量を遺憾なく示すものであるといえよう。

むろんそれ以前の塔頭においても徳治二年（一三〇七）蔵山順空の規式(12)にみるように、叢林と同じく常住が設定され、常住物の私用は堅く禁じられ、門徒宿老の合議による運営が定められているものなどがある。

西芳寺は夢窓疎石を中興とする官寺ではない一小寺院であるが、西芳遺訓(20)によれば、坊主職は終身とし、寺僧は十六人としている。鈎寂庵を坊主の寮とし、庫裏、典座寮は公界寮としてゐる。常住にかかわる者は七、八人とし、こうした小規模寺院でも常住を公界とする制が強調されている。次に塔頭と地方寺院の關係に目を向け、東福寺派の備中国宝福寺の規式を検討する。一般に禅宗寺院において末寺は直接本寺につくのではなく、各塔頭に付屬するが、これは本寺が各門派塔頭の寄り合いで常住を形成しているからである。宝福寺は

貞永年間（一二三二〜三三）天台僧、鈍庵慧聡が東福寺の円爾に帰依し、禅院に改め、第二世には円爾の弟子、玉溪慧瓊（椿）が嗣ぎ、第三世には玉溪の弟子、無夢一清が就任した。無夢一清は元に渡り、在元三十年といわれ、観応元年（一二三五）帰国、宝福寺の後、東福寺住持ともなった。東福寺内の天得庵と宝福寺を歩き来したようで、天得庵は無夢の塔所となつた。宝福寺は応永三十一年以前（一四二四）には諸山に列している。

延文六年（一三六一）に住山無夢一清、次住高庵芝丘、次住復啓、普旧、両班の計二十二名が連署し規式(21)を定めている。当寺は公家武家の祈禱道場とし、大凡、叢林の礼儀にならうとしている。住持職は本末寺門徒中、器用の仁を選び、上津江庄年貢の内、毎年五十石は東福寺内の天得庵に納めるとしている。寺内の運営は両班・普旧が評定を加え執行していたこともうかがえる。

応安元年（一三六八）には夢無一清他十八名が連署し、東福寺内におかれた天得庵の規式(22)を定め、当庵は、井山（宝福寺）開山門徒、一会寄宿の地としている。塔主は門徒中より選び、侍者、行者など五名を置き、塔主職は三年を任期とした。月別の下行物、衣料が定められ、常住物の庵中よりの持ち出しが禁じられている。

このように東福寺内の塔頭もまた塔主職を遷替の職として位置付け、常住を形成し、宝福寺でも門派の耆旧・両班・住持の評議が重きをなしていた。

このほか塔頭と地方末寺の関係を明らかにするものとしては、鎌倉建長寺塔頭、正統庵とその末寺の規式がある。正統庵は、はじめ浄智寺に高峰顕日の塔所として建立された。しかし、高峰顕日の弟子でもある夢窓疎石の意向で建長寺に移転され、夢窓派の拠点ともなった。嘉慶二年（一三八八）正統門下諸末寺住持職の壁書(88)が定められ、任期は公方の法の如く二夏とし、途中の退任を禁止。住持でありながら他所に住するものは認めないとした。末寺勝榮寺領佐波郷の庄主は、本庵である正統庵の評議で決め、土貢の半分は常住へ、残り半分は修造に充てるとし、結解は正統庵で行うとした。永享二年（一四三〇）、嘉吉二年（一四四二）の連署壁書(89)(90)によると末寺住持は鬮によつて決められたようであり、正統庵門派の有力僧がまた各派を形成し順次末寺住持として鬮順で就任していたようである。

ここでは、塔頭の力が大きく、先述の天得庵と宝福寺の関係とは逆の様相をみせるが、一般に京都・鎌倉の官寺内の塔頭が強い力を持ち末寺を支配するが、地方の中本寺クラスの力が強い場合、京都の塔頭が、本寺内の出先機関的な立場から始まる場合もあった。

地方寺院においてはこれより早く、伊予国観念寺の置文がある。観念寺は東福寺円爾の孫弟子、鉄牛繼(景)印を開山とし、越智盛康が元弘二年（一三三二）元から帰国した鉄牛を招き、時宗寺院を禅宗に改めたという。鉄牛は在元十年という人物であり、伊予地方は東福寺派が早くから展開したことでも知られる。延元二年（一三三七）以前に諸山に列している。

まず、康永三年（一三四四）越智兼信の置文(91)では、当寺は先祖越智盛氏の墓所であるといい、浄行持戒の僧の寺とし、三宝物（常住物）の借用を禁じている。貞和四年（一三四九）には鉄牛が置文(92)を記し、寺の略歴を記し、ここでは荒廃していた当寺を鉄牛が二〇年かけて復興したという。寄進地、買得地は二千余町、越智氏はこれを喜び当寺の進退を鉄牛に任せたと記す。鉄牛の教化と勸進の様がうかがえ、当該期の禅宗の展開を考える上でも興味深い。

次いで住持職についての鉄牛の見解が示され、本来住持は十方制をもつて選ぶべきであるが、「十方院則無主、無主故可二廃壊一、徒弟院則有主、有主故可二成立一矣」とし、十方刹として各門派から住持を招くと、往々にして本寺の中心が文字どおり空洞化、無責任化し、ひいては常住物の管理もおろそかになり寺家の衰微を招くという。そこで住持については自らの徒弟のなかから衆議をもつて選び、門弟等が交互に住持となり常住

を守るべしとした。在元すること十年の鉄牛は中国禪林の様相も熟知していたであろうが、徒弟院として、常住公界を維持する方策を採ったのである。

次に播磨国宝林寺の規式を検討していく。宝林寺は赤松則祐を檀越とし、雪村友梅を開山として創建された。雪村は中国僧一山一寧の弟子で、元にも渡り、帰国後、建長寺玉鬘庵（一山の塔所）の塔主を勤め、金刺満貞、小串範秀の帰依を受けるなど当代一流の禅匠として聞こえ、後に建仁寺にも住した。赤松氏は播磨に法雲寺（十刹）を建て雪村を開山に迎え、さらに宝林寺を開創し開山とした。宝林寺は文和四年（一二三五）諸山、永徳三年（一二三三）十刹に列している⁽³⁸⁾。

規式はまず延文二年（一二五七）赤松則祐と時の住持大同啓初が連署し定め⁽³⁹⁾、住持職については耆旧前後といった職次を問わず器用の仁を選び、官方の挙状を許容すべからずとし、幕府の推薦でも住持職への介入を許さないとした。仏事については、寺内における禅問答の儀式で、僧侶の力量を計り、昇進のための重要な儀礼である兼払を欠かしてはいけないという。僧衆は百人、このうち沙弥喝食は十人とし、寺務並びに検断以下は、老僧・耆旧ともに談合して決定する。儀式は叢林のやり方に倣うとした。門徒の僧衆は、徒弟院と号して寺を私物化するような者については追放すると定めている。

寺内組織については、各寮舎に置く行者の人数配分をし、納所職は常住に一人、修造方に一人と定める。檀越は赤松の家嫡が管領相統し、開山である雪村友梅の門徒たるべしとする。塔頭は、雪村の塔所である宝所庵の他は建立すべからずとした。

赤松則祐は、その後、貞治六年（一二六七）に再び規式⁽⁴⁰⁾を定め、当寺は創建以来、武家より諸山に列せられ、宸翰の勅額を受けた寺という略歴を記し、当寺建立の目的は、一つには天下静謐・武運長久を祈り、二つには父母の追善、三つには子々孫々まで家の繁栄のためとし、当家の繁栄は当寺の盛衰によるとした。

住持職については、草創期の宝林寺においては、官寺であることから十方制により広く叢林に人材を求めたが、これ以後は雪村和尚の門徒寺にし、檀那と都鄙法眷が評定を加え人選するとした。

常住の錢穀の収支については、所職の者は毎年、住持・耆旧の前で収納・下用の勘定を遂げ、もし不足があれば私財をもつて補うこととしている。

寺内には先の規式を踏まえ、後代の住持であっても塔頭を構えることは禁止され、前任や耆旧が自力で寮舎を建て自らの門徒の居所とすることも禁じた。

常住公界の寺務は、住持たるといえども規式に則り自専があ

つてはならないとする。

この二通の宝林寺規式は禪宗隆盛期の地方禪院の動向をよく示すものと見られ、守護大名が高名な禪僧を招聘し、官寺にするとともに氏寺としての機能も持たせた。住持の選定にあたっては官寺として十方制を建て前とするが次第に自らが帰依する門派の寺とし、門派中から協議の上、人選をする。おそらく開山に対する帰依の厚さもあるうが、広く五山叢林からの人材を登用するとなると將軍を始め他の有力者からの推挙もあり取捨がつかなくなることもあり、領国内の秩序維持も含め門派を限定していくのであろう。もつとも、檀越との協議は必要とはいえ門派諸老の意向を重視し、寺内組織においても住持と両班・耆旧の合議制をもとし、常住公界の健全な運営、すなわちだれもが私でできない寺院組織をめざした。塔頭寮舎の建立の禁止など、寺内での私の論理の基盤ができることを極力嫌つたことがわかる。

同じく諸山の地方寺院、尾張国妙興寺の例を見ていく。当寺の沿革、住持の法系については既に玉村竹二氏^⑧によるすぐれた研究があるので、これに導かれながら沿革を見ておく。妙興寺は滅宗宗興を開山とし、勧請開山として南浦紹明を仰ぐ。滅宗宗興は一宮周辺に力を持った在庁官人中島氏の出身で出家し建長寺の耆旧であった柏庵宗意につき柏庵の師、南浦紹明の拜塔

の弟子（没後の塔を拝し法を嗣ぐことを表明すること）となり、臨濟禪のなかでも大応派に属した。貞和四年（一三三八）妙興寺を開くと、たちまち二百余人の雲衲が集まり、大方叢林の体をなし、貞治三年（一三六四）諸山に列せられた。滅宗は南浦紹明の高弟、美濃の峰翁祖一を迎え住持とし、その後、峰翁の門派からも住持がでた。滅宗は諸国行脚に出、十利龍翔寺の住持にもなった。妙興寺の方は、大応派が寺内で主導権を握り続けるものの夢窓派、大覚派などからも住持が入り、一応、十方刹としての法を守った。

規式について検討していくと、応永九年（一四〇二）滅宗宗興の直第三十五人が連署、奉行松長定末が裏書きをし、滅宗の塔所である天祥庵の規式^⑨を定めた。これによれば、塔頭の坊主職は任期五年、衆議をもつて人選をする。諸末寺坊主職は任期五年、師兄次第に請じ、衆評をもつて決定すること。諸末寺の住持職について、官家強縁をもつて競望する事を禁じ、違犯のものは擯出、すなわち寺中より追放するという。諸末寺住持の在任期間に、堂屋を破損したり、負物を遺したりした場合も擯出するとした。

この規式は正文の他に現存する案文からその後、応永十五年（一四〇八）に織田常竹、文安五年（一四四八）に織田久長がそれぞれ案文に署判をすえて、規式を保証している。

応永十一年（一四〇四）には、年中用途の配分についても定め⁽⁸⁶⁾、天祥庵の常住僧は三員、このほか行者一人・火番一人・塔主・侍影の月俵、行者・火番の給分を定めている。同様の耕雲庵規式ものこる。

本寺である妙興寺には、文明十七年（一四八五）段階で評定衆は西堂二人・首座五人・都寺六人・納所・出官・維那・侍衣で常住公界を形成していた⁽⁸⁷⁾。明応四年（一四九五）には、住持他七人連署して、方丈修造に向けて事書⁽⁸⁸⁾を出し、莊園年賣以下、転住官錢、掛搭錢などを充てることを決めている。延徳二年（一四九〇）には織田広遠が、禁制并規式⁽⁸⁹⁾を定め、寺家諸役者并維那が評議に背いた場合は、織田氏に注進するようとし、毎日の常住勤行には各寮舎からも出仕すべしとする。

一連の妙興寺に関する規式で注意しなければならないのは、住持・塔頭坊主・末寺坊主がすべて遷替の職とされ、塔頭・末寺とも五年の任期を定めていることである。またこの規式を地域の権力者が保証し、後には、織田氏単独で下されるようになっていくことである。開山の権威と寺僧の自立的な法から地域権力による法の体制への移行を示している。

紀伊国の十刹、興国寺には、応永十五年（一四〇八）に出された東西両班官錢員数定書⁽⁹⁰⁾がみられ、地方官寺の寺内機構と任料の様相がわかる。両班の寮舎の建立のため定められたも

ので、通常の任料より高くなっているとみられるが、首座一貫五百文・書記五百文・蔵主三百文・知客二百文・都寺一貫五百文・監寺一貫五百文・副寺二百文・維那三百文といった序列と額がみえ、中国禅林の両班を間引いた形で両班が形成されていた。ちなみに、先述の建仁寺の例では、前堂首座は十貫文となっており、五山と十刹の比較ができる。このように地方官寺においても官錢として、寺内役職への就任毎に任料が常住に納入された。

土佐国吸江寺は夢窓疎石が隠棲したところでも知られるが、その後、夢窓派の有力僧が入寺し、諸山に列した。応永十三年（一四〇六）の規式⁽⁹¹⁾では、飄経、坐禅を公界に報せないで懈怠した場合は処罰すること、先師の門弟と称して、来住する僧が多く、常住の経済を圧迫しており、こうした客は一宿一飯とするという。また住僧といえども、私に常住の錢穀を借用することを禁じた。諸莊園の庄主については任期三年とし、未進等が生じたときは改易するとした。ここにおいても、公界・常住を形成し、坐禅などの規矩を維持しようとする地方禅林の様相がわかる。文明三年（一四七一）には長宗我部文兼の名で吸江寺祠堂錢の運用規式⁽⁹²⁾が出されており、祠堂錢が地域権力に保護され、地域の安定した金融となっていたことがわかる。

次に、官寺以外の五山系の地方寺院の規式もまた存在するの

でこれらを見ていく。地方寺院のなかには、応仁文明の乱以後、地域権力の庇護のもと寺勢を増し、或いは戦乱のなか地域内でより有利な立場を獲得するため諸山など官寺の地位を手に入れたものもあるが、これらは、いわゆる五山官寺体制の形成期には一地方寺庵として存在したのでこまごま扱ふことにする。

貞和六年（一三五〇）の日向国大光寺規式⁽³¹⁾は地方禪院の実態を比較的詳しく語るものの一つである。大光寺は、建武二年（一三三五）伊東氏一族、田島祐隆が開基となり、東福寺派下、乾峰士曇の法嗣、嶽翁長甫を開山とする寺で、開山自筆の規式が遺されている。住持職については弟子のなかから器用を選び、人材がない場合は先師塔頭すなわち東福寺内の乾峰の塔所、菩提院にまで、広く門派内に人材を求め評議を加え人選するよう定めている。

寺家の経済が十分でない時は、衆僧は村落に乞食（托鉢）に出よといい、当世禪侶が乞食行を軽んずることを戒めている。在地領主の外護を受け安定した禪院が数多く展開したこの時期、それ以前の諸国遍参の禪僧の風が次第に廃れていたことがわかる。当寺の住侶は戒經・維林法訓・日用清規等を堅持することが要求され、衆中においては尊卑貴賤を問わないとする。檀那からの寄進物は私用を許さず、永く公界に鎮めこれを用いるとした。

門派の末寺は、各寺の寄進状を本寺である大光寺に納めていたことなどは、先に見た臨川寺三會院・円覚寺正統院などとも同様の文書管理方式である。このほか年中行事、檀越の追善仏事などを定め、長老は評議をもつて寺を運営することとされている。

この後、末寺住持職や伽藍護持について、大衆の合休同心が書記他十四名の連署で確認されている。門派はその後、順調に発展し、応永十八年（一四一一）にも住持松隠他六名の連署で開山法衣の取り扱い、文書管理などに関する規式が出されている。当寺は徒弟院として門派内の評議により住持を選び、常住の合議により運営され、この門派の地方での中心寺院として発展していった。

また大光寺と中央との関係に着目すると、当寺にはめざらしく五山の詩文僧としても著名な乾峰士曇の墨蹟、書状がかたまつて伝来しており、この辺りの事情を語ってくれる。墨蹟のなかには、乾峰から大光寺開山、嶽翁長甫への伝法衣の送付に関するものがあり、この法衣が後々門派の重宝として、大光寺内開山塔で管理されている。書状には、嶽翁長甫に官寺への出世を促すためか盛んに上洛を促すものや、嶽翁の弟子を南禅寺に掛搭させるようにとの言、乾峰の寿塔であり、乾峰の門派結束の場でもある京都東福寺内の菩提院の守塔（塔主）に就任する

よう法眷中の評議での決定を伝えるものなどがある。京都と日向国を結ぶ禅僧達の太い絆を見ると共に、京都・鎌倉・地方寺院を結ぶネットワークの大きさが注目され、絶えず門派内の僧が地方から京都に上り、門派の拠点である塔頭を守り、だれもが私物化せず、各寺内でも常住を中心に遷替の職を基本として門派内の人事交流を行っていることは注目される。

また、天龍寺領国富荘に対する大光寺檀越（伊東氏一族）の違乱を止めるための口入を嶽翁に依頼しているものは注目され、五山内のネットワークと在地領主層への働きかけの様相がわかる。乾峰士曇は、東福寺・南禅寺・建長寺・円覚寺の住持を歴任する人物であり、五山内での他門派との交流も密であった。五山領荘園の維持のためにはこうした人々面での交流をもとに各地方寺院の檀越である守護大名・在地領主層への働きかけが可能となっていたのである。

また注目されるのは、日向から京都へ送られる金銭の存在である。建仁寺内におかれた東福寺円爾の塔所常菜庵の勧進のための乾峰自筆の勧縁疏が遺されており、乾峰からは南禅寺塔所造立のための助成に対する礼や、二千三百引疋の奉加銭の礼などが認められている。乾峰士曇の百年忌には東福寺菩提院の守塔長柔からの諸国門徒への勧進の要請状が来ており、これに答え、大光寺門派の奉加として九貫百文送付している。このよう

に東福寺内の塔頭と地方寺院の人事・経済面での行き来を如実に見る事ができ、先の備中宝福寺と東福寺内天得庵の例などとも併せ、南北朝から室町時代前期に展開する禅院の極めて整備された大小の規式に基づく全国的組織の大きさに気付くのである。

このほか、伊予国保国寺には、細川氏久書状で住持職廻番の旨と次の住持の任命が記される。保国寺は東福寺円爾の弟子、癡兀大慧を開山とし、足利尊氏から天下静謐の祈禱を命じられている寺で、諸山にはなっていないが、幕府や細川氏とも関係深い寺であった。当寺においては住持職が輪住制であったことが注目される。

もつとも、地域社会において、氏寺として立てられた場合、一族の子弟が優先的に入寺することも多かったであろう。禅宗寺院においても、寺家の論理を通そうとすれば、一定度の規模を有し、開山が強力に十方制や輪住制を志向し、官寺となったり、置文、規式などを定め、さらに複数の弟子達が順調に門徒を育て門派を率いて本寺に結集しなければならなかった。寺院を公界として保つことは容易なことではなかった。

事実、地方禅院の中では、伊予国長龍（隆）寺は天台から禅に変わりさらに天文年間（一五三二〜一五五）真言に転ずるが、寛正四年（一四六三）に住持柏林長意の讓状があり、開山は東

福寺南山士雲派下の人物であり安芸国の人であった。以後、禪院としての体裁を整え、輪任の制は採らないものの東福寺南山派下の人物が入院するが、四世以後は忽那一族の者が入り、師檀の同意があれば誰でもよいとされながらも忽那の人間が続いて入った。^④長龍（隆）寺の規模はわからないものの、中小寺院においては一般的に師資相承し、檀越一族の子弟の入寺先となった場合も多かったであろう。仏法の論理と世俗の論理の葛藤は禪院においても度々問題となったと考えられる。だからこそ五山法と連動する規式が必要となったのである。

以上、十刹・諸山・塔頭・地方禪院まで長々としかも広範な地域の寺院の規式・置文を検討してきた。これらを通してわかることは、五山官寺への幕府法による規式や寺内の住持以下評定衆連署の規式と同様に十刹以下の寺院でも規式が定められ、極めて整然と中央官寺の法理と組織構造が踏襲されていることである。むろん、臨川家訓にもあるように大規模な叢林の行事などをそのまま行うのではなく、各寺の実態にあった運営が模索され、中国禪林の清規なども踏まえ、各寺院で現実に取り決める留意しなければならぬ点が、規式・置文に表れていると考えられる。

なんとといっても住持職、特に開山没後の運営は相論を生むもとであり、そのため門弟の評定をもとにした器量の仁の選定が

求められ、短期での住持交替が決められ、地方寺院や塔頭など門弟等が順次交替し住持を占める場合が多い。しかも、多くの場合末寺住職まで遷替の職化されていることは注目されよう。

しかし、人選の範囲は本来官寺は十方刹でなければならぬのが建て前であるが、臨川寺のように後には、夢窓派中心、播磨宝林寺のように最初は十方制を取りながら後には雪村友梅の門派で占めるといった傾向が一般的である。尾張妙興寺が他門派の住持を受け入れているのが注目されるが、寺内での塔頭は開山の関連門派によって占められていた。

こうしてみるといかにも、禪院が各門派の私的な相承によっているかのような目で見る人も多く、この状態を公家的、日本的といった言い方で評価する向きもあるが、実状はあくまで住持選定の枠を狭めただけで、むしろ開山から派生する高弟達個々が開く各派の間で遷替の職として住持や塔主職が位置付けられ、住持・両班・宿老の評議のもと決定されていた。また寺家の中心は常任公界とされ、西芳寺のような小寺院でも、常任は公界として誰もが専断できないような構造を維持していたことは注目され、どの規式を見てもこの部分が必ずといってよいほど条項に入っている。京都・鎌倉五山内の門派の中心である開山の塔頭と地方末寺は頻繁な人事の交流、結束を持ち、以上見てきたような一連の規式がこれを支えていた。

五山十方制は人材登用の上で公平な制度と建前上はいえるものの、現実には、外部からの頻繁な住持の出入りは、寺家内部に無責任体制を呼び起こすことも事実であり、鉄牛継印が、在元十年という経歴から中国禪林の状況を熟知している身でありながら、徒弟院として自分の門派による寺院の相承を志向したことは、より現実的対応ということもできる。開山を敬い、その法を伝えることで結束し、かつ高弟達の集団体制で住持その他両班諸職を遷替の職化し門派構成員で回していく方策は寺家の安定と仏物の保持のためには有効であった。

檀越との関係においても、檀越の手厚い帰依を受けた人物を表に立て、檀越との契約のもと寺自体を開山に寄進させ、持戒持律の人物を公平なシステムで選任することを条件に、檀越の寺家への介入を防いだということもできる。いわば公界を成立させることにより、檀越と寺の関係を一定距離し、檀越側も寄進物が仏物として保証されるシステムとして公界を外部から擁護したのである。

以上から、一章での検討も含め、五山系寺院が、京・鎌倉の五山から地方寺院まで、一定の法理で賈かれた規式により規定され、組織化されたことは注目されるのである。これまで、中央の幕府による五山法のみが言及されるに過ぎなかったが、地方までの規式類を検討することにより、より明確に五山制度の

大きさがみえてくるのである。

第三章 大徳寺・林下の規式

本章では、寺院法について比較的史料に恵まれている大徳寺を採り上げ検討していく。大徳寺については玉村竹二氏(註)や竹貫元勝氏(註)によるすぐれた研究があり、特に竹貫元勝氏の研究では、大徳寺の経営の在り方に重点が置かれ、徹翁義亭による法度の制定、寺僧運署の規式の分析をもとに大徳寺の組織について論考している。そこで先学の研究を踏まえ、これまで触れられてこなかった規式も含め、今一度大徳寺の規式について整理し考えていきたい。

周知のように、大徳寺は宗峰妙超を開山とし、元弘三年（一三三三）には後醍醐天皇により(註)、建武四年（一三三七）には花園天皇より(註)宸翰をもって宗峰妙超の門派一流相承を認められている。龜山上皇の南禅寺における祈願文が、南禅寺住持の選定について器量の仁を門派を問わず広く選ぶことを定めたのとは対照的で、宗峰妙超の自派にたいする強い自負を見ることができるといえる。

宗峰妙超は法嗣の徹翁義亭に大徳寺を譲り、徹翁から兄弟弟子の令翁宗叢・愚翁宗碩・虎溪道壬と代を数え、徹翁の弟子平泉道均と継ぎ、徹翁の門流が次第に大徳寺の嫡流となっていく。

徹翁は徳禪寺を開き自らの門派の拠点となし、大徳寺の発展をもたらすのである。

徹翁は応安元年（一三六八）六月大徳寺法度(46)を定めこれに門弟等一五五名が連署し、同年同月には当時の住持平泉道均他十二名が連署して大徳寺寺務定文(48)を出した。同年十月十八日付けで徳禪寺法度(50)を定め、門弟等一六八人が連署した。また同日、徹翁の塔所でもある徳禪寺内正伝庵法度(49)を徹翁他二四人が連署して定めた。同年十一月二十四日には大徳寺と徳禪寺の位置関係をはっきりさせるための法(51)を出し、これにも百五十四名の連署が加えられている。

この頃、第一章でも検討したが、表に見るように細川頼之執政下、禪林の拡大繁栄とそれに伴う弊害に対し締め付け策が講じられる時期であり、盛んにこの前後五山関係の規式も制定されるのであるが、大徳寺においては徹翁の最晩年にあたり、大徳寺派の基本法が制定された。

応安元年（一三六六）六月の大徳寺法度(46)では、大徳寺の一流相承を確認し、住持の心得を述べ、両班の進退は住持がその才を計り、耆旧老僧と談合すべしとされる。門徒寺（末寺）の住持は造営を心がけ、本寺より派遣し一順をもって交替するとされ、門徒寺の住持は開山忌に上洛すべしという。寺領沙汰を始め寺家の重要事項は住持・両班・老僧の評定での決定とさ

れ、庄主については毎年十二月二十二日開山忌の時、住持以下、都鄙僧衆が集い、評定で一カ所に二人を選び、任期は一年、庄主上洛時には納所・両班・評定衆立ち会いのもと算用が行われた。米銭納所は器用を選び、住持両班ともに毎月結解を行うとしている。

住持の選定については、階級・年老・権勢を選ばず、寺家にとつて有益な人物を公の義をもつて三人選出し開山塔前に於いて鬪によつて最終的に選ぶとした。開山塔の守塔職（塔主）は大徳寺の住持が兼任し、当寺は開山宗峰妙超が一方で興行した寺であるから、別に塔頭をなさず遺識に任せ遺骨を方丈に安置しているという。

このほか、侍影・修造主・園頭職についての選任法を定め、比丘尼・女性の各寮舎への出入りを禁じ、所用ある場合は公所で応対するようにいう。そして、最後に、開山宗峰妙超より義絶されたことにより、宗得首座・慧玄蔵主の門流からの追放を記す。

この十七箇条の法度と一章、二章で見てきたような五山系寺院の規式との異同を検討しておく、まず、徹翁を含め百五十五名の連署という、いわば一派挙げての連署状になっており、五山等に対し門派の結束が強調されている。しかも追放者を記すなど排他的な門派の在り方がわかる。後々、徹翁門派内でも

養叟宗頤と一休宗純、養叟宗頤と大樸宗範の派と対立が高まり、罵倒が繰り返された。徹翁が師、宗峰妙超の塔頭を造らず方丈に遺骨を安置したのは、後に複数の塔頭ができることにより宗峰の塔所が相対化されることを防ぐためと考えられる。

住持職の任命方法については、五山の文和三年（一三五四）

の足利基氏による規式(48)にあるように三人を選び最終的に闕で一人を決定する方法を真似ていることは確かであるが、五山では將軍のもと最終決定を下すのと大徳寺では開山塔前で決するのが大きく異なる。もつとも、この法度自体が足利義詮に承認され、さらに後光厳天皇にも進覽されており、竹貫元勝(49)氏が既に指摘しているように公權力の承認のもと成り立っていることは忘れてはならない。住持・両班・耆旧の評定による常住公界の決定が寺家を動かし、庄主にしても五山系の任期三年との差はあるものの私用を防ぎ、厳密な運営が要求されている。結解については、毎年の開山忌に多数の門徒立ち会いのもと監査され、幕府は関与しない。その他、各職などほぼ五山系寺院と同様の扱いである。

同年の現住、平泉道均他十二名の東堂・両班・大善旧連署の大徳寺寺務定文(49)は年中行事の内容と齋の献立・布施・料足、住持の月俸、正伝庵御影侍者・人工の給分、衣料、雑掌行者の給分等常住下行物の取り決めがなされ、庫藏の管理が記される。

先の法度と合わせ大徳寺の基本法となる。

徳禪寺の法度(50)については、竹貫元勝氏の論文においてもふれられており、詳細についてはそれに譲るが、本稿にかかわる条項を中心に列挙しておく。徳禪寺住持の任期は三年、大徳寺と同様三人を選出しその中から一名を決定する。但し、寺のため衆のため有益な人物については終身も可とする。注意しなければならないのは、この部分は徹翁の自筆で法度自体に書き込みがなされ、このほかの条項についても適宜、自筆書き込みが見られ、より現状にあつた運営と留意点が記されている。住持の任期については大徳寺の場合も特に任期は決められておらず、実際は柔軟な運用が行われたと考えられる。

待影職・庄主職・米銭納所・修造司・園頭・直歳職については大徳寺法度とほぼ同様の規定である。

徳禪寺中の玲瓏閣・春日社・竹影閣の勤行、石木の維持が記され、末寺についても開山忌の上洛が義務付けられ、但馬安養寺他八箇寺が挙げられる。

荘園の年貢については五分の一を大徳寺仏殿修造料に、十分の一を龍翔寺修理料に充て、大徳寺を支えている。

このほか、住持以下の給分を記し、寺家の運営について詳細を極めている。そして門派僧一六八人が連署している。

尚、ここで使った大徳寺蔵の原本と竹貫元勝氏が依拠された

大谷大学本の写本を比較すると、写本では門徒の連署部分が大多数省略され、徹翁自筆の書き込み部分も筆写の過程で該当部分が不明瞭になっているので注意が必要である。

正伝庵法度(49)では、仏事の規定につき、塔主については器用の輩については任期は定めずとする。常住物の自専を禁じ、徹翁の信仰してきた仏舍利をはじめとした聖遺物のいわれを記し、これらの引き続いての崇拜を求めている。徹翁は、天龍より感得したという仏舍利、鹿島大明神よりの宝、大師御作の因果不動など数々を崇敬しており、初期大徳寺僧団の信仰を考え、る上でも興味深い。

徳禅寺が発展すると当然、大徳寺との兼ね合いが問題となり、徹翁は一五四名の連署をもつて位次を定め(50)、大徳寺・徳禅寺の両寺会合の時は大徳寺の東堂西堂の次に座し、行道の時は両班の後に付き、礼を守ることとしている。徹翁の寺院経営の細部まで行き届いた配慮がうかがえる。

徹翁は、このほか末寺である但馬安養寺について建武四年(一一三三七)五月、檀越八代宗真との間で自筆の制法(51)を定めている。これは一種の師檀契約であり、僧侶への帰敬を誦い、三宝物の私用を戒め、違犯の場合は徹翁側から師檀の契約を破棄するとまで言っている。

この後、徳禅寺住持となった令翁は至徳元年(一一三八四)徳

禅寺住持として入院から退院までの行事規式(52)を出す、これについてはこれまでほとんど触れられていないが、新任持は常住物の明細を記した惣校割を受け取り、まず梶井門跡の御所へ行き坊官松田に礼物を持参、また松田を招く。また住持一代の間に赤松を招き、季節の礼物を送るなど、草創期の徳禅寺とその交際の様子がわかる。

梶井門跡とのつきあいは、大徳寺・徳禅寺が梶井御所に隣接するだけではなく、先の徹翁義亨の徳禅寺法度中にみたように、寺内に天台座主二品親王尊胤の像を安置し、竹影閣と名付け手厚く毎日の勤行を勤めている。徹翁の伝記などでは、彼に対する尊胤の帰依と外護のように描くが、実際は、徳禅寺自体が尊胤の菩提を弔う場所であり、徳禅寺の新任持は、梶井御所へ必ず伺候し、保護を願う関係であったのである。応安年間といえは山門嗽訴により五山禅林は顕密の寺社勢力と極めて緊張した関係にあったわけであるが、他方、徳禅寺が、こうした関係を山門の有力門跡と取り結んでいたことは注目される。五山官寺の強大な勢力に較べれば、大徳寺・徳禅寺は、連署の人数からみてもせいぜい二百余の門弟を抱えるに過ぎない小門派であるが故に、梶井門跡との結びつきは重要であったし、梶井門跡を通して朝廷との結びつきを強めることができたとみられる。

また赤松は、宗峰妙超以来の有力外護者でもある。この規式は

こうした大徳寺門派のおかれた状況を示し興味深い。

この年中行事規式は、常住よりの侍影・竹影閣主・春日坊主・納所・維那・典座・直歳といった各役職者への下行物を記し、全員一律三五〇文である。このほか、各行事、地方末寺からの仏供料等を詳細に記し、次の新任持選定は五月の衆評で三名を選び、徹翁の御影の前で三箇日籠り五月十五日の開山忌の献粥諷経の後、鬮を引き決めるとした。これらの記述から、この頃には徳禪寺住持は原則として一年を任期としていたことがわかる。

先の徹翁義亨の法度と合わせ、大徳寺門派の確立期の基本法をみることができる。これらについて注目しておかねばならないのは、大徳寺・徳禪寺ともに五山では一般であった、首座・書記・藏主といった職は存在するものの、規式のなかでその名があまり現れないこと、東班の都聞・都寺・監寺の名もみえずこれに代わり納所が経済面を取り仕切っていることがわかる。規式などの制定についても寺内有力塔頭の塔主(宿老耆旧)と維那・侍真・納所が審判するのが最高議決の形態となっている。常住公界の存在や住持を中心とした評定など五山と共通する点が多いが、常住を組織する両班役職に改変が加えられ独自性をもたせているのは大徳寺門派としての自立性の現れでもあるのだろう。

また、五山で一般的な衆僧の修学、法階昇進の登竜門でもある乗仏・問禪などの行事の規定が、規式の上で現れない。これらは、後に大徳寺門派では密参と呼ばれる師弟間の禅問答を介し、秘密に禅語録への著語をもつて修学の階梯を計るやり方が定着し、法語の書き付けが師弟間で授受されるが、こうした禅風により、乗仏などの儀式が重視されなかつたといえる。

この後、大徳寺は一時期、足利義持の意向により十刹として五山官寺の列に属することを名実ともに要求され、宗峰門派以外からの住持が入ったり、養叟宗願による官寺からの離脱と禅林内の位置も変動するが、これ以降、大徳寺派は堺商人や戦国大名の外護を受け発展していくことは周知の通りである。寺勢の拡大にしたがい塔頭も増加し、それらを拠点にいくつもの門派が派生していく。こうしたなかで、本寺大徳寺はもとより各塔頭毎に規式も生まれ、時代に対応した法が適用されていく。応仁の乱後の大徳寺復興の象徴的人物として一休宗純の名が挙げられるが、一休は、文明十一年(一四七九)酬恩庵法度(29)、虎丘庵法度(30)、同十三年には弟子達への置文(31)を記し、自らの門派の規式としている。先例通りの年忌・勤行の執行、坊主職は衆中として器用の仁を選び任期は五年とすること封疆竹木の保全掃除を怠らないことを定め、門派の和合を説き一年一度、一休の墓所である慈楊塔に相集い、諸事を決すべし

とし、不参の者は衆評をもつて擯出すべしという。型破りな言動や、法孫の嗣統を許さなかつたといった一休像が一般にいわれるが、こうした法度をみる限り彼もまた自門派の結集と存続を計つたようである。事実、以後も一休派として存続、弟子達及び大徳寺僧によつて規式、壁書が整備されていった。

永正十八年（二五二一）には、養叟派下の大仙院の古嶽宗巨他九名が連署^⑬し真珠庵の住持の任期は二十四カ月、入院の齋の停止を決めている。弟子達の衆議法度としては天文二十四年（一五五五）に宗俊他四名連署^⑭で真珠庵中の寮舎の付囑・沽却は門派の僧に限るとし、庵外に持ち出すことを禁じている。永祿八年（一五六五）の定書^⑮には宗俊他、門派の宿老、侍真、納所、計七名が連署し、壁書二十五箇条を定めた。これには、祖師忌の在り方、布施物の取り扱い、年貢・地子銭の納入、常住銭の下行物、納所の交替は半年といったことから東司（便所）の使用に至るまで取り決められている。一休派としての結束とその運営をうかがうことができる。

大徳寺塔頭の養徳院においても明応二年（一四九三）に春浦宗熙によつて法度^⑯が定められ、諸役の勤め、常住物の管理、他所より物を預かることの禁等が定められた。

同三年には、二十二箇条の法度^⑰を出し曇華院の尼、竺英聖瑞の春浦への帰依により養徳院が成立した経緯を述べ、開山

は春浦の師、養叟宗願とする。春浦滅後の香典の使途、弟子中にあつては印可を受けた者しか人に撰得（修行僧を指導すること）することを許さずとした。養徳院の院主となる輪番僧の心得、養叟の塔所大用庵の輪番について定め、弟子、末寺の処置を述べ、檀越の多賀氏との関係、飲酒の禁を定めている。

史料的に他の塔頭のものとは不明であるが、こうした各塔頭毎に、特に門派を形成した塔頭は法度を定め、一派の結集と常住を中心とした運営、弟子達による院主の輪番などを定めたと考えられ、大徳寺内が複数の有力門派の集合体となつた現状をこゝうした法の存在は反映している。

本寺大徳寺自体も文龜元年（一五〇一）から享祿元年（一五二八）にかけて大徳寺役者塔主などの連署による規式^⑱、^⑲、^⑳が盛んに出され、発展期の大徳寺の活況を示している。門派僧の増加と地方展開に対応し、住持職を望む者の増加により、入院銭五十貫文、実際に入寺しないで大徳寺住持の称号を得る居成銭では百五十貫文を納めるよう決められている。竹貫元勝氏^㉑の指摘にあるように南禅寺住持の居成官銭が凡そ五十貫文であるから、大徳寺住持職がいかに高額になっているかわかる。逆に言えばこの高額を払ってでも住持職を得ようとする僧達があり、それを支える檀越がいたことは重要で、禅林内での大徳寺のまさに値打ちが上昇しているのである。また、

大衆蜂起を禁じたり(15)、火葬を行う涅槃堂の使用規定(16)、門前住人への規制(17)、眠藏の常住什物の持ち出しの禁等が出されている(18)。常住の執行機関である僧は維那・侍真・納所の三役とされ、月俸が定められ、常住闕乏の折は諸塔頭より支出するよう決められ、輪番で三役が勤められた(19)。こうした規式の署判者は、住持・大仙院・興林院・龍源院・徳禅寺など塔頭院主と維那・侍真・納所となっている。

大徳寺は初期の徳禅寺によって支えられる体制から、塔頭の増加と経済的充実により、複数の門派によって支えられる体制となり、大徳寺常住は遷替の住持、輪番で勤める三役、そして各門派から選ばれ輪番で各塔頭を預かる院主によって運営され、本寺、塔頭ともに常住を形成し、誰もが専断私有できない体制とし、本寺常住は次第に塔頭経済に依存しながらも、禅林公界としての体制を保っていた。

次に地方寺院を拠点として五山官寺と積極的な関係を取り結ばなかったいわゆる林下の臨済系寺院の法について検討を加えておく。

南北朝期に南浦紹明(大応派)下の伊予地方へ展開した寺院として、峰翁祖一の大通寺、峰翁の法嗣である大蟲全岑を開山とする宗昌寺があり、当寺二世は但馬地方にも足跡を残した月庵宗光である。

峰翁祖一は美濃国大円寺を開創し拠点をおくが、峰翁は博多の崇福寺、先述の尾張妙興寺の住持に招かれたり、伊予方面にも展開し、動きの活発な派である。大応派のなかでは宗峰妙超の大徳寺派、関山慧玄の妙心寺派が後世発展するが、南北朝から室町時代前期にかけては峰翁の一派が勢力的には大きかったといえよう(20)。

観応元年(一三五〇)の大通寺并宗昌寺規式写(21)には、越智経孝と当寺開基で夫人の比丘尼宗昌他越智一族など三三名が連署し、寺家と檀那の関係を取り決めている。寺家の運営については方丈(住持)の計らいに任せ檀那方よりは子細を申さずとし、代々の住持選定、塔主についても寺家の決定に任ずとする。新規に入門する掛搭僧についても檀那方よりは推挙しないという。常住物を檀那方が借用したり、一族の内紛を寺家に及ぼさないとした。

文和二年(一三五三)には大蟲全岑が規式(22)を記し、坐禪看經の懈怠なきことをはじめ、請暇・参暇は監寺と維那に報告すべきこと、昏鐘以後の比丘尼女性の出入りの禁、常住書籍は本寺である大通寺以外には貸し出してはいけないこと、非時食の禁、不和合の者は大衆一同の評議で共住を許さずとする。寄進物は常住に納めるとし、仏殿・本尊の造営料については住持・知事・諸檀那の評定によるとし、常住分から方丈(住持)へ

の毎年五石の給分を定めている。門下の常住物の私物化を戒め、自分が美濃へ行き留守中の規式は別に定めるといふ。

この文書は近世の写^⑧でしかも前欠であるため住持・両班の決定など条項に不十分なところはあるが、こうした地方寺院で五山叢林の規式に並ぶようなものが施行されていたことは重要である。

大蟲全岑の弟子、月庵宗光は但馬国黒川に大明寺を創建し、山名時熙の帰依を受け、大明寺の他、大同寺・円通寺と月庵門派の寺が展開する。大明寺では応永十三年（一四〇六）月庵が没すると住持常訴・大同寺興樹・大興寺智勝が連署で規式^⑨を出し、開山没後の寺院経営の指針を定めた。

寺辺田園の私用を禁じ、規矩を犯すものは本寺末寺ともに出入りを許さず、常住・開山塔物の私用を禁じている。これより先、応永七年（一四〇〇）には山名時熙が外護と祈禱、殺生禁断等の規式を出している。これ以後も壁書、大明開山百年忌評定条目・百年忌交名なども遺され、文明一八年（一四八六）頃には門下に十九派を擁し、各派が分担して開山忌の役を勤めるようになっていた^⑩。こうした規式の参考とされたのか、臨川家訓の写が同規式等写中に含まれていることも注目される。臨濟系林下の地方寺院で整備された寺院法をもつものとして、安芸国三原仏通寺の例を検討しておく。仏通寺は沼田高山城主、

小早川春平を開基とし、応永四年（一三九七）愚中周及を開山として迎えた。愚中は、はじめ、夢窓疎石のもとに入門し、春屋妙葩や当時臨川寺の前堂首座であった鑑翁（東福寺南山土雲派下）について修学、建仁寺にも一時期掛搭したが満足せず、入元、金山の即休契了に師事、帰国後、天龍寺の夢窓のもとに戻るが、夢窓の法を嗣ぐことをせず、そのため五山官寺内にいづらくなり、地方に逃れた。その後、丹波天寧寺に迎えられ、檀越である大中臣宗泰の帰依を受けた。名声は高まるが官寺への出世を拒み、小早川春平に招かれ仏通寺を開いた。足利義持の熱心な請を受けたが、洛中に入らず法を説いたことは有名である^⑪。

仏通寺には、応永十四年（一四〇七）の愚中周及規式写^⑫があり、これによれば滅後の住持は法嗣十人の内から臘次を問わず評議をもって住持・典座を定めよとしている。応永三十年（一四二三）には諸溪清唯他三名が連署し、住持の任期を三年（三月から来々年二月）とした^⑬。また、清唯等、老僧四人後の仏通寺・天寧寺の住持について、十二人の高弟を定め彼らの内から評議をもって住持を出すことを決めている^⑭。愚中門下の僧は、五山官寺への出世を禁じ、違犯の輩は擯出するとした^⑮。文安四年（一四四七）には仏通寺・天寧寺の住持・番衆を直第二十人、門葉十派で番を決め出仕することとし、番

衆はすなわち常住を構成する僧衆のことと考えられ、住持・常住ともすべての人事異動の規則を作り、徹底した遷替の職化を計り、住持の交替については檀越小早川氏の許可は不要とした(19)。

末寺については、生口島の向上寺の規式(20)があり、住持の任期を二十五カ月と定め、僧衆は八人、そのうち僧堂に五人、塔院一人、庫裏二人とした。このように末寺についても、尾張國妙興寺末のように住持職が任期のある遷替の職となっていた。

このうち、寛正四年(一四六三)の規式(21)から、僧衆と共に小早川熙平が署判を加え、規式の形態も次第に小早川氏の主導のもと制定されるようになる。愚中在世中の置文や文安三年の規式に見るような檀越の住持認可をも必要としない仏通寺の姿勢も、次第に規式の遵守のためには地域権力の保証が必要となってきたことがわかる、しかし安芸と丹波といった領国の枠を超え寺僧が寺法に則り整然と交替する様は、領主制の枠を超えた社会集団の動向として評価されよう。

第四章 曹洞宗寺院の法

曹洞宗の祖道元は典座教訓を始め行住坐臥について厳格な姿勢をとり、修道としてこれを重視した。禅僧としての心得、如

法の作法というものについてその著作のなかで多く言及しているが、本稿では、修道上の心得、作法についてのものはとくに扱わない。道元は著述のなかでも中国禅林の清規に触れることは多く、いうまでもなく、寺院の運営、諸職については『禅苑清規』等の清規類に依拠したとみられる。永平寺・總持寺については先学によるすぐれた寺史もあるのでこれらに導かれながら規式等に重点をおき考察を加えていく。

宝治二年(一二四八)には永平寺庫院須知案(22)といったものが出され、庫院米や公界米の私用や借用について定めており、鎌倉時代中期の永平寺の寺院組織をみる上でも興味深い。現文書は稚拙な筆の希元の署名と花押をすえたもので、後世道元の名を冠し作成されたものと考えられ、永平寺の寺院組織の中心が公界として位置づけられていた事実は想定できるが、道元の時代のものとしては疑いがある。

建長元年(一二四九)に永平寺によって住侶に対し出されたとされる禁制(23)は、諸方の護持僧として参勤、参陣訴訟、成功の僧綱・諸事の有職への就任、諸家の例時の僧請を受けること、諸寺の勸進職への就任、験者としての請を受けること、他所の僧徒に交わり利を受けること、墓堂の三昧僧になることを禁じており、初期永平寺の住僧の社会的位置を考える上でも興味深い点を有しているが、これについても文書の形態等不審な

点も多くどこまで当時の永平寺の状況を表すかは慎重であらねばならない。

もつとも、護持僧となったり、僧綱位を受けたり、験者を勤めてはいけないという規定は、顕密僧と一定度の距離を置いた僧団の形成といった点で注目され、第一章でみた九条道家の東福寺公界僧への規定でも僧綱位への就任が否定されていることからみて、初期禅林の志向としてあり得る。また、三昧僧になることの禁は、人々の葬送にかかわる僧の教団への流入と禅僧の積極的な葬送への関わりと合わせ、禅寺へ流入した僧の様相を垣間見せてくれる。

曹洞宗で寺院運営について具体的な方策を示すのは、なんといつても瑩山紹瑾であり、元応元年（一三一九）永光寺置文(⑬)は、有名なものである。このなかでは、当寺の檀越、酒匂頼親の女祖忍との連署の形態をとり、まず、瑩山・義介の嗣書・道元の遺骨等を当山の奥五老峯に安置し、当寺の住持は五老の塔主と位置付け、瑩山の門徒中嗣法の次第を守り住持し、嗣法の人が絶えた後も門徒中評議の上、住持を決定せよといい、他門の僧の住持を許さず、門徒僧は五老峯を崇敬すべしとした。また檀越の大切さを説き、「檀那を敬うこと仏の如くすべし」とまでいつている。

元亨三年（一三二三）の永光寺の置文(⑭)では、瑩山の嗣法

の人々が住持することを定め、山中円通院・加州宝応寺・光孝寺等末寺の住持の在り方、さらに加州第一の貴寺と位置づける大乗寺に近年、臨濟宗法燈派の住持がいることを非難し、門徒中から住持に就任すべきであるという。そして、総持寺を当国第三の僧所とした。注目すべきは、瑩山による関係寺院の序列化であり、先の永光寺の置文と合わせ、彼の門派支配の志向を見ることができる。また、曹洞禅と関係深い臨濟宗法燈派の僧が曹洞宗寺院大乗寺の住持に就任していた事実があり、地方禅林において、この頃、人事面では十方制とまではいえないにしても各門派はかなりの行き来があつたと見られる。もつとも瑩山と孤峰覚明の交流にみるように曹洞禅と法燈派の交わりは多かった。

瑩山は正中元年（一三二四）、総持寺に規式(⑮)を定め、当寺は、無檀越により、托鉢を勤めよといい、先の日向国大光寺の例とも合わせ、寺院経済が莊園制に依拠していくなか、托鉢がおろそかになり、これへの反省がなされていたことがわかる。総持寺は朝廷より勅願所とされ、故に瑩山嗣法の門人等は、総持寺を本寺とし、輪次住持は室祚長久を祈るべしとした。そして勅許の出世道場であることを強調する。伝法についてはみだりに行うことを禁じ、名利を好まず顯陀行を修し、戒行を保ち、参禅学道すべしという。寺内の諸役を懈怠するものについては、

老僧は出頭を停止し、若年の輩は三日三夜の僧堂での坐禪を課した。この規式によれば、住持は輪住制になっているとされ勅願所であることにより、宗内での寺格を確立していたとする。しかし、この文書については『鑿山禪師御遺墨集』で指摘されるように、後世のものとみられ、むしろ峨山紹碩の代以後の状況を示すものと考えられる。

弟子の峨山紹碩は總持寺を嗣ぐと、貞治三年（一二六四）、峨山の法嗣から順次、總持寺住持を選ぶことを定め、鑿山の門下のなかで自派の独占を計り、五ヶ年任期で住持を出すように定めた⁽⁴²⁾。応安三年（一二七〇）には曹洞宗内での東堂・西堂の呼称について總持寺・永平寺・永光寺で相論があり、總持寺に住したものを東堂と称し、永平寺・永光寺の住持経験者を西堂としようとしたことがわかる。五山系の禪僧達が、五山の住持を勤めると東堂、十刹・諸山は西堂を名乗るが、これとは別系の法階を形成しようとしていたのである。もつともこの企ては失敗したようであり、普蔵院等五院の院主が連署し、永平寺・永光寺への出入りをやめ、總持寺を本寺と定めた⁽⁴³⁾。永和四年（一二七八）には總持寺前住実峰良秀他、峨山の門徒が連署し、永光寺住持は總持寺の東堂の落居が必要とした⁽⁴⁴⁾。この時期、曹洞宗内では寺格の序列について總持寺の積極的編成が見られるのである。

五山系は幕府が主導し寺格を制定したため、東福寺などの問題はあつたものの、大きな混乱にならなかったが、こうした権力の介入がないところでは門弟間で容易に決着をつけることはできなかった。

曹洞宗内では教団の初期に住持職自体が大きな争論となり、肝心の永平寺では有名な三代争論が起こっており、鑿山の師、徹通義介は義演派と住持職を巡り争い、結局永平寺から出て大乘寺を拠点とした⁽⁴⁵⁾。この後、鑿山により總持寺、永光寺が開かれ、住持制度と諸寺間の寺格の問題は紛争の種であつた。

おそらく、峨山とその門弟達にとつてはこの問題の解決が最重要課題とされ、自門派の中心である總持寺の輪住制が提起され、また寺格に基づいた、東堂・西堂の呼称の整理を計ろうとしたものと考えられる。輪住制こそ門派内の秩序を安定させ、かつ門派の結束を図ることができるもつとも有効なシステムであつたのである。

峨山没後のこの門派では、門派の結束のため、鑿山・峨山の忌日への出仕を門派の義務とし、懈怠の者は擯出するとしている⁽⁴⁶⁾。住持職の任期についてはすでに先学の研究にあるように明徳元年（一二九〇）、任期を三十七ヵ月とし、交替を十月二十日とした。住持になる者は本院の院主になつた後昇住することを原則とし、その後任期は短縮されていく傾向にあり、一

期七十五日といった実質五山系の坐公文に似たものになっていく。文龜以降は(一五〇一〜四)勅住と輪住を分けて処理するようになり、五院のもと三三九箇寺に及ぶ輪番地が形成された⁽⁸⁷⁾。

まさに曹洞宗の発展のもと、総持寺住持の需要が高まり、その下にさらに格付けした輪番地を設定することにより、人事の流動化を図り、末寺僧の昇進の意欲を沸き立たせ、総持寺への結束をもたらしたのである。

総持寺以外でも南北朝期に輪住制が導入されていた。陸奥国正法寺は峨山の弟子無底良韶を開山とし、門派は広く展開し、東北地方を地盤に永平寺・総持寺と並ぶ第三の本寺といわれた。住持の次第を二代月泉良印、三代道叟道愛の門下から順に出すこととし、月泉門下は竜雲寺、道叟門下は永徳寺を拠点とし、この二寺が総持寺における五院のような役割を果たし、両寺住持は西堂となった。正法寺住持の任期は三夏、竜雲寺・永徳寺の住院は三夏とされた。また、門派内の分裂を防ぐため、塔頭の新造を禁じ本塔頭の内左右に二代三代の影を安置した⁽⁸⁸⁾。

峨山の孫弟子、梅山闍本は越前に竜沢寺を開くが、ここでも応永二十二年(一四一五)、輪住制の規式⁽⁸⁹⁾を定め、弟子達に五年任期の輪住を命じた。弟子達にはこの制の遵守をうたい、違反者は嗣書を面前で焼き捨てるとし、さらに住持予定者の困

窮者には給分も準備した⁽⁹⁰⁾。また奉行僧として都寺・書記・監寺・侍者の十名を選んでいる⁽⁹¹⁾。このほかにも地方の有力寺院として成長するものなかでは輪住制が引かれていった。また総持寺への出仕を定め、門派内の寺格も確認された⁽⁹²⁾。

この一連の動向は輪住制が、門派内での住持職をめぐる相論を防ぎ、しかも輪住する寺院を本寺として弟子達に認識させ、東堂・西堂といった、五山系寺院の官寺住持と同様の呼称を法階の頂点に配置し、五山系とは別系のヒエラルヒーを形成することに成功した。言い換えれば、輪住制を整備し、昇任のシステムを明確化し、寺格を整備していった門派こそ大きく展開することに成功し、門徒僧は昇進に意欲を燃やし、ますます門派の結束を強めたのである。ここでもまた、常住は公界とされていたことはもちろん、常住の長である住持は徹底した遷替の職と位置づけられていた。一般に一門派内で相承される寺院は師から弟子へと相承され、終身任期の如く見る向きもあるが、禅院においては門派の中心になる寺院ではこうした輪住制が採られ、上記のような門派の拡大と人事の活発な交流をもたらし、身分を超えた公平な人事のシステムを構築したのであった。従来、存在は知られていた輪住制を今一度このように評価し直すことが可能であろう。

むすび

以上、長々と数多くの禅院の法を検討してきたが、本稿のねらいは、中世禅林の法を臨濟・曹洞、京・鎌倉・地方の別なく通覧することにより、中世禅宗寺院の寺社勢力内での特質を明確にしようとするものである。各寺院の法の対比により、従来各寺院毎に分断されての分析をより総合的に検討していきたいからであった。また、現実には法の上で制定されていてもそれに反するものが横行していることは事実なのであるが、そうした事実については細かく触れなかつた。五山官寺の座公文の例を挙げるまでもなく、現実には権門の口入や、情実による入寺昇進、出世といったものがあつたわけであるが、少なくとも今見てきたような法の制定により、現実により対処し、また禅院運営の基本理念が絶えず確認されてきていたこともまた事実であつた。禅院の在り方を単純に理想化してみたり、またその後にある違犯事実を見落としているわけではないことをお断りしておく。

まず中世禅林法の在り方は中国よりの清規類を基本とされたが、特に日本において運営上、重視なければならぬ点、改変の部分について次々と新たな規式が制定されることになつた。まとまつたものとしては、九条道家の処分状中の東福寺に関する

規定であり、これは円爾の意向が大きく反映していると考えられる。地方では禅院内の仏事等の在り方を定めた無本寛心の紀伊国誓度院規式^⑧が早い。円爾、無本寛心といったはやくに門派を形成した人々の禅院運営の様をうかがうことができる。次に鎌倉においては、北条貞時・高時によつて規式が整備され、これは足利直義に継承され室町幕府における五山官寺の基本法となる。

曹洞宗においては鎌倉時代末から南北朝期にかけて、瑩山紹瑾・峨山韶碩とその門弟達によつて輪住制が導入され門派の結束をはかり勢力を拡大していく。瑩山・峨山門派発展の背後には、住持職の相論を防ぎ、人材を公平に登用し、しかも門派を本寺に結集させるという、こうした法の制定があつたのである。

五山官寺内では、夢窓疎石がいち早く家訓という形で当時の禅院の状況に即応した寺院運営の指針を提示していく。

この頃、鎌倉時代末以来、地方に展開していた東福寺派下の寺院で盛んに置文、規式が出され、中央の五山官寺と地方との連携が法の上でも整備される。

大徳寺においては、こうした五山派の繁栄と法の整備の影響を受け、独自の規式が徹翁義亨によつて制定される。大徳寺門派においては、一六〇余名の連署をもつて、門徒の結束のもと規式が出され、門派意識が強固であり、住持選定をはじめ、開山

忌における決定、評定、門徒の結果があつた。むろん五山派においても開山忌は重要な年中行事であるが、複数門派の集合体であるから、大徳寺派や瑩山門派と同質ではなかつた。

続いて五山派では細川頼之執政期に五山の引き締めのための法が次々と出され、摂関家と関係深かつた東福寺が文字通り五山官寺に包含されていく。そして義満期に、義堂周信らの協力で包括的な五山法が出される。義持期には、五山内の運営上の細部に渡る規式が五山内で定められ、將軍の一覧の上制定された。また寺院内で作成されたものに僧録の鹿苑院主と蔭涼軒主が審判し將軍に裁許を仰ぐ形が一般化する。内容的には兼弘の形骸化や権門による任持職をはじめとした強引な推挙の禁、奢侈の禁などが繰り返される。応仁の乱後には五山の衰退に対処し、荘園年貢取納の健全化や縮小された常住の在り方の規式が目立つ。

これに対し大徳寺派や曹洞宗では、居成りの任持職の規定など、任持職の需要の増加と門派拡大によるそれへの対応がみえ、大徳寺では塔頭の独立化が進み、塔頭毎の門派結集のための規式がふえる。大徳寺本体の法もまたこれと平行して寺僧・常住管理にかかわる法や門前支配の規式が増加する。以上が全体の傾向である。

禅林の法のなかには様々な条項が含まれているが、ここでは

任持の選定・東西両班・常住の在り方・評定・本末支配・門派結束・庄主職など諸職の在り方を中心に検討を加えてきた。

五山官寺をはじめとした寺院や、地方の門派の拠点となるような寺院では、任持職は五山官寺の十方制は勿論のこと、一門派占有の徒弟院制においても、任持選定の範囲の広狭はあるにせよ、一人の任持が多年にわたり任持職を占有するわけではなく、絶えず遷替の職化することが志向されていた。任持のもと半年毎の交替を基本とする首座・都寺をはじめとした両班の役職者が決められ職を分担した。これが常住すなわち公界である。住持・両班の経験者といった耆旧・有力塔頭の頭首は常住にあって評定衆として寺家の意志決定をなし、そのもとで大衆は修禪に励むのが立て前であつた。任持には貴賤を問わずとされ、門派内での衆議による決定が必要で、任持の任期を短期化することにより、より多くの門派の僧が任持のポストを経験するように工夫されていた。両班についても同様で、絶えず交替があり、大衆の多くがこれらを経験し、その記録は床曆に記載され、これに基づきさらに上位の職階を登っていった。五山では禅問答の儀式である兼弘が昇進のための試験となっていた。

こうした器量を計り公平の論理に基づく寺家中心部の形成は、仏教教団における三宝物の管理方法としては、理想的なものであつた。別稿⁽²⁾でもふれたが、鎌倉時代中期の寺社において、諸

寺別当職をはじめ諸職の師資相承による私化、寺社領の別相伝による私物化、寺社修造の遲滞など、寺社内部での機構改革は急務の問題とされており、禪宗寺院の機構はこうした社会問題に対処するための有効な体制であった。

顯密寺院でも鎌倉時代後期から南北朝期にかけて寺家供僧による自治の拡大、大衆の合議による惣寺の発展がみられるが、こうした顯密系寺院では寺家の長である座主や長者の人事にまで供僧や惣寺が常時関与するわけではなく、権力構造をみても諸大寺間での差があるものの政所と惣寺が補完関係にあり、国家との関係においては、なんといっても政所と叙任権者である朝廷の意向権限が大であった。天台座主や東寺長者といった諸寺長官もまた遷替の職であるとはいえ、任期についても不確定であり、何よりもまた公家社会を頂点とした身分秩序を反映したものであった。顯密諸大寺周辺の中小寺院、地方の大規模寺院においても、供僧集団による運営が一般化してくるものの、別当職をはじめ要職は師弟間の譲りによって相伝され、高野山のような地方の中心寺院においては在地領主層の子弟による惣的集団として運営されるが、全国的規模での、人事交流を押し進めるものではなく、むしろ地域権力として完結していく志向があった。

翻って禪宗寺院の法と組織をみていくと五山官寺制は中央か

ら地方に至る人事の交流を前提としており、徒弟院である大徳寺門派・総持寺門派・仏通寺門派においても、門派の展開により地域的限定はあるものの絶えず人が動くことが可能とされていた。中小の末寺すべての任持職や役職が中世を通して遷替職化していたとは言いがたい面もあるが、少なくとも南北朝から室町時代中期にかけて五山系、林下系を問わず法の上では遷替の職として位置づけられ、これを基本理念としていたことは重要であろう。このシステムにより、禪僧達は領国の枠を超え、絶えず移動することになり、禪宗寺院が、且過・接待所と言った諸国遍歴の僧侶を受け入れる場を設定したことも合わせ、数多くの巷間の宗教者を包含していった。そしてまた五山に流入した僧侶が整然と地域を超え移動するのであり、中世後期に成立する寺社勢力の一つの在り方、社会集団の動向としても注目する必要がある。むしろ顯密寺院においても、あるいは法然・親鸞・日蓮の門流にしても、僧侶門徒の地域間交流は存在し、修学のための京都の寺院への移動など数多くの事例はあるものの、幕府の法と禪林の法に支えられ、宗派内部での寺格と昇進が大規模かつ整然と行われたことこそ禪林の特色であろう。

大徳寺・曹洞禪・地方に拠点をおく林下の門派の本寺についても、開山である有力僧の没後は高弟達の輪住、次の世代になれば高弟達の弟子達がそれぞれ門派をなし、その代表が輪住し

ていく。さらに寺家の運営主体である両班・評定衆についても人事の短期移動を基本とし、寺家中心部を公界として支えた。末寺の住持職についても本寺からの任命、短期交替がうたわれた。輪住制は、高僧亡き後の門派内抗争を防ぎ、門派を結集させ、本寺を安定させる有効な制度であった。大徳寺派やここでは十分触れなかったが妙心寺派、曹洞宗においては中世末期から近世初頭にかけては整然と地方末寺、地方本寺、塔頭から各々の門派ごとに大徳寺、妙心寺、総持寺、永平寺への昇住というシステムが整備された。ただ、林下寺院の多くは叙任権の主体を朝廷に求め、五山系とは別個の寺格、法階規定を設け組織化した。いずれにしても末寺と本寺間の活発な人事交流をもたらし、本寺の住持職は五山系の坐公文と同様に称号化し、空洞化するが、輪住制は門派の結集を促し、僧侶達の位階昇進の意欲を刺激した。

また檀越との関係をみれば、五山官寺制と同様に守護大名、戦国大名、在地領主層を檀越として、本寺住持職という中央と結ぶ有力な権威の指標獲得のため多大な経済的援助が行われ、室町幕府や朝廷経済を支えた。従来、戦国期の朝廷と寺院の関係を朝廷権力の浮上による寺社勢力の再編の如く扱う向きもあるが、宗派内の秩序形成のなかで幕府に代わるものとして朝廷が選択されていくことを考えたほうがより実態に近いのである。

次に寺院個々の在り方についてみると、地域社会においても五山林下を問わず中央との密接な交流を謳い、寺家内部を常住公界化することにより、寺僧自身も仏物の使用について制限を受けるものの、在地領主層の氏寺化しても、その介入を防ぐことができた。檀越側にしても、仏法に帰依し現世安穩・後生善処を願い寄進をおこなっても、それらが寺僧の私物化せず、真に仏物・三宝物となることが保証され、事実、妙興寺文書の中には「仏陀施入」の文言が頻出している。⁶⁵ 寺家を公界と位置づけることは、室町幕府はもとより、在地領主層においても寺院本来の在り方を模索するなか、たどり着いた方策であり、すなわち禅宗の機構を積極的に採用することであった。ここに中世後期の禅宗の発展の大きな要因があると考えられる。

また公界が、こうした寺院からの論理と権力の保証というもので成り立っていたことは重要である。ややもすれば禅僧内にも常住物を私物化しようとする動向が絶えずあることは先の規式中の禁止事項の多さから理解できることであり、公界を支えることは容易なことではなかった。本来僧侶の自覚による公界の維持が発発であるが、現実には、各寺の開山の置文といった、開山の僧個人の宗教的権威によるところが大きかった。しかし、大徳寺や総持寺・仏通寺のように徒弟院であれば、そうなることができるが、五山派は各派の集合体であり、中心は將軍の相

伴衆としての鹿苑院主・蔭涼軒主や五山長老を媒介に室町殿に
つながっていった。禅林内で最大派閥である五山派が寺内の公
界の維持のためには、世俗権力にしか中心を見出すことがで
きなかった事実がある。ここに、中世における公界、公の存在
の仕方にも世俗権力の影が付きまとい、やがて、世俗権力によっ
て公が収斂されていくことにつながるのである。禅林の法を踏
まえてのものとはいえず、幕府法の形でこれが支えられ、総持寺
や仏通寺のような地方寺院においても宗教的權威をもつ開山の
没後二代目頃から守護・戦国大名をはじめとした地域権力によ
る禅林法の保証が多くなり、また地域権力はこれを積極的に保
証編成していった。大徳寺や総持寺においても開山の宗教的權
威、開山忌の門徒結集は強固なもの、法階の補任にあたって
繪旨を求め、天皇權威のもと門派内秩序を形成していった。こ
れらの門派を単純に山林に交わる地方的なものとするのは、そ
の一側面のみをとらえたもので、無論、当初は隱遁の家風の門
派もあつたといえ、非五山の門派は、武家的規式に反し、叙
任權者を天皇に求めたグループなのであつた。よつて室町幕府
衰退期に、門派内秩序の中心を天皇に求めた方が優位となり、
戦国大名が官職を望む求心化と相俟つて教縁を拡大するのであ
る。また、これらの禅宗各門派についても、それ以前から領國
を越え人の行き来があり、戦国大名の統制下におしこめられな

いたためにも京都の朝廷は有効な權威であつた。こうして、大徳
寺・総持寺・永平寺共に公界の中心である住持職は、天皇によ
つて補任され、公界が世俗權威に収斂されていく。寺僧の自治
や高僧の宗教的權威だけでは公界は長期に維持し難く、五山に
おける寺僧の処罰など権力による保証は不可欠のものとなつ
ていた。公界の維持のためにはこのような動向がみえ、仏法の
論理による公界と公儀が結びつき、やがて統一権力はこの寺家
の公界の保障者として前面に立ち現れてくるのである。

これまで、村落、地域社会での「公」について活発な論議が
展開されているが、^⑧以上みてきたように中世社会において重大
な影響力を持った寺社の「公」についてももつと目を向けるこ
とが必要であらう。

本稿においては、以上のように、禅林の法を単なる寺家内部
の法・規範としてのみとらえるのではなく中世社会における
「公」概念の進展の一側面としてとらえ、より具体的に公界の
在り方とそれの持つ機能について考察を加えてきた。

尚、論の展開上、顕密寺院の機構との比較、相互の影響の在
り方、戦国期の動向については十分触れることはできなかった
が、これらについては今後の課題としたい。また、法・規式を
直接的な考察対象としたため、運用の実体面での動向や、個々
の寺院のおかれた環境、例外的動向について敢えて捨象した部

分があるがこれについても後日補足の考察を加えたい。

註

- (1) 今枝愛真「清規の伝来と流布」(『中世禅宗史の研究』第一章第一節、東京大学出版会、一九七〇)。
- (2) 清田義英「日本中世寺院法の研究」敬文堂、一九八七。同「中世寺院法史の研究」敬文堂、一九九五。
- (3) 藤木英雄『蔭涼軒日録』室町禅林とその周辺―そして、一九八七。
- (4) 玉村竹二「五山叢林の塔頭について」『鎌倉五山塔頭の移動について』五山叢林の十方住持制について(『日本禅宗史論集』上、思文閣出版、一九七六)、同「日本中世禅林に於ける臨濟・曹洞兩宗の異同―「林下」の問題について―」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九七九)。
- (5) 今枝愛真「中世禅宗史の研究」東京大学出版会、一九七〇。
- (6) 玉村竹二「大徳寺の歴史」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一)。
- (7) 竹貫元勝「日本禅宗史研究」第二章・第三章、雄山閣出版、一九九三。
- (8) 網野善彦「増補 無縁・公界・楽」平凡社、一九八七。佐藤茂「公界」という語とその語史的考察―(『福井大学文学部紀要』第一部、人文科学、十一、一九六三)。
- (9) 註(4)玉村竹二、第四論文。
- (10) 『勅修百丈清規』巻第四(『正新纂大日本統蔵教』六三、三四一頁(三四七頁))。
- (11) 玉村竹二、註(4)第三論文。
- (12) 今枝愛真、註(5)前掲書。
- (13) 拙稿「中世後期の国家と仏教―禅宗の展開を通して―」(『日本史研究』四一五、一九九七)。
- (14) 拙稿「東福寺の成立と時代の妖怪」(『日本の仏教』創刊号、法藏館、一九九四)。
- (15) 『勅修百丈清規』巻第三、三三七頁下。
- (16) 佐藤進一「南北朝の動乱」中央公論社、一九七四。
- (17) 『蔭涼軒日録』永享十年七月二十条等。同日録のなかでは、喝食の度僧にいたるまでこうした人事決定の記事が頻出する。
- (18) 『蔭涼軒日録』長録三年四月四日条。
- (19) 『大日本史料』第六編之二、建武二年五月二十八日条「海蔵和尚紀年録」。
- (20) 『空華日用工夫略集』永徳元年十月七日条。
- (21) 『蔭涼軒日録』文明十八年六月二十四日条等。
- (22) 『蔭涼軒日録』文明十六年十二月七・八・二十日条。
- (23) 『黄梅院文書』二・三(『鎌倉市史』史料編三)。
- (24) 註(4)玉村竹二、第四論文。
- (25) 『岡山県史』第五卷中世II第四章第二節二(水野恭三郎)。
- (26) 註(4)玉村竹二、第二論文。
- (27) 『愛媛県史』通史編第四章第六節(越智通敏)、川岡勉「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会―新居氏と観念寺の場合―」(『ヒストリア』、一四三、一九九四)。
- (28) 『兵庫県史』第二巻第五章三節(石田善人)。
- (29) 玉村竹二「妙興寺の法系と本末関係」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一)。
- (30) 文明十七年二月付「妙興寺評定衆歴名」(『新編一宮市史』史料編

五、四二二)。

- (31) 上田純一「日向大光寺の末寺について―禅宗展開の一事例として―」(川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』、文献出版、一九八七)、同「日向大光寺考―中世地方寺院の二断面―」(『金沢文庫研究紀要』二七九、一九八七)。
- (32) 『宮崎県史』史料編中世一、七九、康安二年十月八日付、長慈等大光寺僧衆連判状。
- (33) 同八九、応永十八年十一月十五日付、松隠他三名連署大光寺定書。
- (34) 註(33)に同。
- (35) 『宮崎県史』史料編中世一、四四・四五・四六。
- (36) 同四九。
- (37) 同四七、乾峰士疊書状。日向國の荘園については、山口隼正「前期室町幕府による日向國「料國」化」(『日本歴史』三三九、一九七五)、のちに岡氏著「中世九州の政治社会構造」吉川弘文館、一九八三所収)。
- (38) 同四三、僧源潤建仁寺常楽庵造塔勸縁疏。
- (39) 同四七、乾峰士疊書状。
- (40) 同四五、同右。
- (41) 同九三、文安三年八月十一日付、乾峰士疊百年忌料請取状。
- (42) 『愛媛県史』史料編古代・中世、一二三五、八月五日付、細川氏久書状。
- (43) 同三三九一、寛正四年十一月二十四日付、柏林長意讓状。
- (44) 註(6)。
- (45) 註(7)。
- (46) 註(7)。
- (47) 「天心大現国師(徹翁義亨)行状」(『統群書類従』九輯下)。
- (48) 大徳寺は、醍醐寺に於ける律寺菩提寺の如く、顯密寺院に付属す

中世禅林の法と組織 ― 禅宗寺院法の基礎的考察 ―

る葬送・追善を担う場として位置づけられていたともいえる。

- (49) 註(6)。
- (50) その後の一休派の開山忌の様相については、矢内一磨「臨濟宗一休派の祖師忌法会についての考察」(一)(二)(三)『文化史学』四五・四七・四八、一九八九・九一・九二)。
- (51) 拙稿「女人と禅宗」(西口順子編『仏と女』吉川弘文館、一九九七)。
- (52) 註(7)。
- (53) 玉村竹二「中世前期の美濃に於ける禅宗の発展」(『日本禅宗史論集』下之三、思文閣出版、一九八一)。
- (54) 『愛媛県史』資料編古代・中世によれば、延宝元年(一六七三)の写。
- (55) 『広島県史』中世VI、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』春秋社。
- (56) 註(1)。
- (57) 『永平寺史』上、永平寺、一九八二)。
- (58) 栗山泰音「総持寺史」一九三八、「総持寺誌」総持寺、一九六五。
- (59) 『永平寺史』第二章第三節(石川力山)。
- (60) 『総持寺誌』住持編(横関了胤)。
- (61) 拙稿「中世後期の国家と仏教―禅宗の展開を通して―」(『日本史研究』四一五、一九九七)。
- (62) 網野善彦「中世東寺と東寺領荘園」第一節、東京大学出版会、一九七八、永村真「中世東大寺の組織と経営」塙書房、一九八九、富田正弘「中世における法の制定と編纂―法式と引付の整備」(『資料館紀要』一六、一九八八)、久野修義「中世寺院の僧侶集団」(『日本の社会史』六、岩波書店、一九八八)、山陰加春夫「中世高野山史の研究」清文堂、一九九七)、稲葉伸道「中世寺院の権力構造」岩波書店、一九九七)。

- (63) たとえば但馬總持寺(兵庫県史。史料編中世三、總持寺文書)、出雲總持寺(『總持寺文書の研究』四六・八一)。
- (64) 山陰加春夫『中世高野山史の研究』清文堂、一九九七。
- (65) 『妙興寺文書』一一六など(『新編一宮市史』資料編)。
- (66) 藤木久志『村と領主の戦国社会』東京大学出版会、一九九七。

禪宗關係寺院法一覽

①	宝治2・12・21 (1248) (曹) 建長1・10・18 (1249) (曹)	永平寺康院須知案? 道元↓ 《施主齋・公界米》 永平寺規式案? 永平寺: 《護持僧・參陞・僧綱・勸進職、訴訟、驗者請、三昧僧の誓》 九条道家家類惣処分状 九条道家↓東福寺 《僧臘・住僧・組織・法衣・寺領・宗旨》 關溪道隆遺誡 關溪道隆↓ 《坐禪・濟洞和合・成体・參禪學道・大法》	「永平寺文書」 〔曹〕9 「永嚴寺文書」 〔曹〕288 「九条家文書」一、5 「大覺拾遺録」 〔大日仏〕九五
②	建長2・11 (1250) (五)	《祈禱・長老・聖教・奉天寺・崇福寺・水上万寿寺》 《長老・門弟・住僧・五辛・礼節》	「東福寺文書」18 「円覺寺文書」21
③	弘安3・6・3 (1280) (五)	《祈禱・長老・聖教・奉天寺・崇福寺・水上万寿寺》 《長老・門弟・住僧・五辛・礼節》	「東福寺文書」18 「円覺寺文書」21
④	弘安9・12・26 (1286)	《祈禱・長老・聖教・奉天寺・崇福寺・水上万寿寺》 《長老・門弟・住僧・五辛・礼節》	「東福寺文書」18 「円覺寺文書」21

⑧	(五) 正応5・4・5 (1292) (五地)	《給分》 誓度院規式 無本覺心↓ 《禁戒・出入・女人・三時動行》	「源國寺文書」1 〔和歌〕
⑨	永仁2・1 (1294) (五)	北条貞時禪院制符 北条貞時↓円覺寺 《免丁・他宿・女人・仏事・戒臘牌・衣体・出入》	「円覺寺文書」24
⑩	永仁7・3・5 (1299) (五)	龜山上皇祈願文 龜山上皇↓ 《寺領・長老驗器畧》	「南禪寺文書」上2
⑪	乾元2・2・12 (1303) (五)	北条貞時円覺寺制符 北条貞時↓円覺寺 《僧衆定員・打給・飲食・入寺・出入・女人・持刀》	「円覺寺文書」37
⑫	徳治2・5 (1307) (五)	藏山順空規式 藏山順空↓ 《塔頭・坐禪調經・常住物》	「永明院文書」 〔鎌達〕22979
⑬	元応1・12・8 (1319) (曹)	藏山紹瑾永光寺證文 藏山紹瑾・本願祖忍↓永光寺 《藏山塔所・五老峰・住持・門徒・郵傳》	「永光寺文書」 〔曹〕100
⑭	元亨3・10・9 (1323) (曹)	藏山紹瑾永光寺證文 藏山紹瑾↓永光寺 《住持・円通院・宝応尼寺・光孝寺・放生寺・淨住寺・大乘寺・總持寺》	「洞谷記」 〔曹全〕宗源下
⑮	正中元・3・16 (1324) (曹)	藏山紹瑾總持寺規式案? 藏山紹瑾↓ 《托鉢・輪任・祈禱・第三刹・出世道場・檀越・伝法・持戒・諸役・小僧沙弥・鳴食・掃除・修理》	「總持寺誌」33
⑯	嘉暦2・10・1 (1327) (五)	北条高時制符 北条高時↓円覺寺 《本願・寺官・掛持・齋日・僧衆定員・	「円覺寺文書」75

⑭	元徳3・8・4 (1331) 〔林〕	宗峰妙超妙覺寺願文 宗峰寺超↓〔妙覺寺〕	〔大徳寺文書〕 3211
⑮	元弘3・8・24 (1333) 〔林〕	〔比丘尼寺・住持・文書管理・所領〕 後醍醐天皇宸翰 後醍醐天皇↓宗峰妙超 〔宗峰寺超門徒相承〕	〔大徳寺文書〕 1
⑯	建武4・5・15 (1337) 〔林〕	但馬國安養寺制法 徹翁義亨↓八代宗真 〔僧宝敬重・寄進地・三宝物・願權契約・検断〕	〔大徳寺文書〕 3214
⑰	建武4・8・26 (1337) 〔林〕	花園天皇宸翰 花園法皇↓興禪大燈國師 〔一流相承〕	〔大徳寺文書〕 2
⑱	暦心2・5 (1339) 〔五〕	臨川家訓 夢窓疎石↓臨川寺 〔住持職(莫倣徒弟院)・僧衆・定員・沙彌定員・客僧・西班・侍者・衆僧位次・住主・規矩・坐禪・法堂・他宿・女人・集舎・煎酒・諸暇・延壽堂・三會院・兵器・末寺・文書・入院式・仏事〕	〔夢窓國師語録〕 〔大正〕八〇
⑳	暦心2・5 (1339) 〔五〕	三會院遺蹟 夢窓疎石↓三會院 〔塔主・侍者・飄緋・評定・定員・下行物・莊園・仏光忌他・文書〕	〔夢窓國師語録〕 〔大正〕八〇
㉑	暦心3・11 (1340)	足利直義門覚寺規式 足利直義↓門覚寺	〔門覚寺文書〕 127
㉒	暦心4・8・23 (1341) 〔五〕	〔徒党・僧衆定員・職人・寺領・塔頭・武具・行者人工〕 大日本國禪院院位 室町幕府↓五山 〔五山十刹院位〕	〔扶桑五山記〕
㉓	暦心5・3 (1342) 〔五〕	足利直義門覚寺規式追加 足利直義↓門覚寺 〔僧衆定員・座位・行儀・寺領任務〕	〔門覚寺文書〕 133
㉔	康永3・11・5 (1344) 〔五地〕	越智兼信等願文 越智兼信他2名連署↓鉄牛繼印 〔墓所・淨行持戒・山林・田畠・三宝物〕	〔觀念寺文書〕 〔愛媛〕700
㉕	康永4・10・17 (1345) 〔五〕	西芳遺訓 夢窓疎石↓西芳寺 〔坊主職・鈞波庵・定員・諸役輪番・女人・酒肉・常任物・檀越〕	〔夢窓國師語録〕 〔大正〕八〇
㉖	貞和3・3・12 (1347) 〔五〕	竺仙覺備↓ 〔輪番僧衆・住持〕	〔常樂寺文書〕 202
㉗	貞和4・12・15 (1349) 〔五地〕	觀念寺遺文 鉄牛繼印↓	〔觀念寺文書〕 〔愛媛〕701
㉘	貞和6・4・25 (1350) 〔五地〕	大光寺規式 徹翁長清↓ 〔住持職・徒弟院・衆議・常住〕	〔大光寺文書〕 56
㉙	暦心1・8・4 (1350) 〔林〕	嶽翁長清↓ 大通寺・宗昌寺規式写 沙弥長中他24名連署↓ 〔檀那・住持・塔主・造僧・寄進地・常住〕	〔宗昌寺文書〕 〔愛媛〕701
㉚	文和2・6 (1353) 〔林〕	宗昌寺家訓写 大龜全岑↓	〔宗昌寺文書〕 〔愛媛〕809
㉛	文和3・9・22	〔謂暇參暇・評議・常住土貢・常住物〕 足利基氏門覚寺規式	〔門覚寺文書〕 134

中世禪林の法と組織 — 禪宗寺院法の基礎的考察 —

④③	貞治3・7・5 (1364) 〔五地〕 貞治3・12・13 (1364) 〔舊〕	足利基氏↓円覚寺 〈住持・僧階・住院任期・行儀・職人・塔頭・徒弟院・刀杖・定員〉 足利尊氏御判御教書 足利尊氏↓円覚寺 〈開山塔主・門徒・諸塔主等の評議〉 宝林寺規式 赤松則祐・大同啓初↓ 〈住持職・弄弘・定員・評定・門前住人・勳符札数略・力者小番人数・藏堂・納所・寺領・檀那・塔頭〉 秀堂徳盛遺誠案 秀堂徳盛↓ 〈会津如法寺・法泉寺末寺・造営・住持本寺より〉 宝福寺規式 無夢一清他21名連署↓ 〈公武祈禱遺場・叢林礼儀・住持職・山林・寺領・衆匠・年貢・東福寺天得庵・塔頭・行者・人工・両班書田評定〉 峨山紹愷遺文 峨山紹愷↓ 〈住持は紹愷法嗣〉 円覚寺評定衆連署規式 正統院主他十三人連署↓ 〈新命入院・掛捨・定員・修造・請暇・庄主〉 河野通盛住持職遺文 善忠(河野通盛)↓ 〈住持職〉 峨山紹愷住持寺遺文 峨山紹愷↓ 〈住持職任期〉	〔宝林寺文書〕133 〔宝林寺文書〕1 〔兵庫〕中三 〔宝珠庵文書〕 〔鎌市〕三 〔宝福寺文書〕1 〔岡山〕二十
④④	貞治7・2・13 (1368) 〔五〕	宝林寺遺文 赤松則祐↓ 〈諸山・勳額・祈禱・追善・当家盛衰・雪村友梅門徒寺・師檀契約・新命評議・常住銭穀・寺領・殺生禁断・山林・宝所庵・塔頭の制限・寮舎・常住公界・罪過〉 諸山入院禁制條々 室町幕府↓ 〈他山長老拝請禁・入院儀式・礼物・任期・暖寮〉 天得庵規式 無夢一清他十八名↓ 〈門徒寄宿地・定員・給分・莊園・般若庵・都鄙門徒評議・修造・擲出・塔主改易・塔主任期・常住物〉 大徳寺法度 徹翁義亨・道均他15名連署↓ 〈關山・勳願寺・住持職・両班・門徒寺・開山忌・寺領・庄主・納所・持影・評定・修造司・園頭・女人・擲出〉 五山十刹已下住院年紀事 室町幕府↓ 〈住院任期〉 大徳寺寺務定文 道均他十二名連署↓ 〈年中行事・土貢・入院經營・住持以下月俸〉 正伝庵法度 徹翁義亨・道均他23人連署連署↓ 〈仏事・塔主・庄主・門弟評定・寺領・舍利供養等〉 徳禪寺法度	〔宝林寺文書〕 〔兵庫〕史中三 〔中世法〕二一p41 〔宝福寺文書〕2 〔岡山〕二〇 〔真珠庵文書〕十一 〔東大写〕 〔大徳寺文書〕123 〔徳禪寺文書〕 〔大徳寺〕二 〔徳禪寺文書〕十一
④⑤	応安1・10・18 (1368) 〔林〕	徳禪寺法度	〔徳禪寺文書〕十一
④⑥	応安1・10・13 (1368) 〔五〕	大徳寺寺務定文 道均他十二名連署↓ 〈年中行事・土貢・入院經營・住持以下月俸〉 正伝庵法度 徹翁義亨・道均他23人連署連署↓ 〈仏事・塔主・庄主・門弟評定・寺領・舍利供養等〉 徳禪寺法度	〔大徳寺文書〕123 〔徳禪寺文書〕十一
④⑦	応安1・10・13 (1368) 〔五〕	大徳寺寺務定文 道均他十二名連署↓ 〈年中行事・土貢・入院經營・住持以下月俸〉 正伝庵法度 徹翁義亨・道均他23人連署連署↓ 〈仏事・塔主・庄主・門弟評定・寺領・舍利供養等〉 徳禪寺法度	〔大徳寺文書〕123 〔徳禪寺文書〕十一
④⑧	応安1・10・18 (1368) 〔林〕	徳禪寺法度	〔徳禪寺文書〕十一
④⑨	貞治6・3・23 (1361) 〔五地〕	宝福寺規式 無夢一清他21名連署↓ 〈公武祈禱遺場・叢林礼儀・住持職・山林・寺領・衆匠・年貢・東福寺天得庵・塔頭・行者・人工・両班書田評定〉 峨山紹愷遺文 峨山紹愷↓ 〈住持は紹愷法嗣〉 円覚寺評定衆連署規式 正統院主他十三人連署↓ 〈新命入院・掛捨・定員・修造・請暇・庄主〉 河野通盛住持職遺文 善忠(河野通盛)↓ 〈住持職〉 峨山紹愷住持寺遺文 峨山紹愷↓ 〈住持職任期〉	〔宝福寺文書〕1 〔岡山〕二十
④⑩	貞治3・1 (1364) 〔五〕	新命入院・掛捨・定員・修造・請暇・庄主	〔大徳寺文書〕123
④⑪	貞治3・7・5 (1364) 〔五地〕	河野通盛住持職遺文 善忠(河野通盛)↓ 〈住持職〉 峨山紹愷住持寺遺文 峨山紹愷↓ 〈住持職任期〉	〔徳禪寺文書〕 〔大徳寺〕二
④⑫	貞治3・12・13 (1364) 〔舊〕	峨山紹愷住持寺遺文 峨山紹愷↓ 〈住持職任期〉	〔徳禪寺文書〕十一

⑤1	〔林〕 應安1・11・24 (1368)	徹翁義亨・宗雅他16人連署↓ 〈住持・仏事・侍影・庄主・納所・修造 主・園頭・石木・巡夜巡役・直藏・女 人・末寺・土貢・塔主・給分〉 大徳寺・徳禪寺位次	〔大愚〕(一)
⑤2	〔林〕 應安3・8・13 (1370)	普蔵院他四院連署總持寺園文案 普蔵院大原他10名連署↓ 〈東堂・西堂・總持寺を本寺〉 五山十刹以下住持職事書	〔真珠庵文書〕 〔東大寫〕(二)
⑤3	〔曹〕 應安4・1・22 (1371)	五山十刹以下住持職事書 室町幕府↓ 〈住持職連定〉	〔總持寺誌〕37
⑤4	〔五〕 應安5・2・9 (1372)	五山入院規式 室町幕府↓ 〈入院儀式長老拜請〉	〔中世法〕二一p 46
⑤5	〔五〕 應安5・4・15 (1372)	禪院法則條々 室町幕府↓ 〈両班任期・定員〉	〔花宮〕
⑤6	〔五〕 應安5・8・17 (1372)	東福寺事書 室町幕府↓東福寺 〈定員・住持・両班任期〉	〔中世法〕二一p 47
⑤7	〔五〕 應安5・8・28 (1372)	東福寺事書 室町幕府↓東福寺 〈武家法遵守〉	〔中世法〕二一p 50
⑤8	〔五〕 應安5・10・19 (1372)	東福寺条々事書 室町幕府↓東福寺 〈定員・住持・両班任期〉	〔中世法〕二一p 52
⑤9	〔五〕 應安5・11・21 (1372)	東福寺門前檢断事書 室町幕府↓東福寺 〈門前檢断〉	〔中世法〕二一p 53
⑥0	〔五〕 文中2・8・22 (1373)	善応寺開山正堂土顯證文 正堂土顯↓	〔善応寺文書〕 〔愛媛〕(91)
⑥1	〔五地〕 應安6・10・9 (1373)	〈住持職・通幻庵・末寺〉 關東五山規式 室町幕府↓關東五山	〔中世法〕二一p 54
⑥2	〔五〕 應安8・1・11 (1375)	〈住持職・住持両班任期〉 巴寛寺評定衆連署察會規式 大法大關他13名連署↓ 〈新造寮・退法寮・居住〉	〔巴寛寺文書〕205
⑥3	〔五〕 永和1 (1375)	永昌寺規式 〈禁酒・米・女人風呂・住持常住・住持 并衆僧不法は大衆評定して追放〉	〔慧日寺文書〕 〔兵庫〕史中三
⑥4	〔曹〕 永和2・1・11 (1376)	正法寺定書 月泉・道叟・理元↓ 〈住院次第・竜雲寺・永徳寺・西堂位・ 住院任期・塔頭・塔主・侍者・二門跡 評定・年貢・給分〉	〔正法寺文書〕
⑥5	〔曹〕 永和4・10・23 (1378)	永光寺住持職規式 通幻寂靈他6名連署↓ 〈總持寺東堂落居・本寺評議〉	〔總持寺文書〕 〔曹〕(81)
⑥6	〔五〕 康暦1・11・30 (1379)	東福寺訴状 足利義満↓東福寺 〈公帖・御班・普門寺・法性寺八町〉	〔東福寺文書〕55
⑥7	〔五〕 康暦2・9 (1380)	慈照院證文 竜淵周次↓ 〈常住費〉	〔慈照院文書〕 〔遠墨〕(二)
⑥8	〔五〕 康暦2・9 (1380)	黃梅院規式 春原妙師他3名連署↓ 〈夢窓石三十三年忌・修造・常住納下 結解本寺注進〉	〔黃梅院文書〕21 〔鎌市〕(三)
⑥9	〔曹〕 康暦2・10・20 (1380)	總持寺門下證文 通幻寂靈他14名連署↓ 〈開山忌・二代忌出仕〉	〔總持寺文書〕 〔曹〕(86)
⑦0	〔曹〕 永徳1・12・12 (1381)	足利義満諸山条々法式 斯波義將↓	〔巴寛寺文書〕256

76	至徳2・10・13 (1385) 〔五〕	足利義満御内書 足利義満↓普明園師 〔宝幢寺住持は鹿王院吹巻〕 鹿王院遺誠 春屋妙絶↓鹿王院 〔戒律禪定・祈禱・塔主任期・侍者・免僧・飄経・評定・定員・給分・莊園・仏光忌他・文書管理・行事・庄主〕	〔鹿王院文書〕 〔智覚普明園師語録〕 〔大正〕八十
77	至徳3・7・10 (1386) 〔五〕	五山座位次第 室町幕府↓五山 〔五山座位〕 正統庵門下請末寺住持職權書 玉林昌旒他3名連署↓ 〔未寺住持職任期・住院・庄主・結解は本庵〕	〔円覚寺文書〕 294 〔宝泉庵文書〕 〔鎌市〕三
78	嘉慶2・1・23 (1388) 〔五地〕	明徳2・8・13 円通院行華定	〔永光寺文書〕
79	明徳2・8・13		
80	応永5・11・25 (1398) 〔五地〕	龍泉他2名連署↓ 〔下行米・比丘尼新掛搭・修造司〕 歡喜寺提書 住持心了他6名連署↓ 〔住持選定・住持年紀・庄主・監寺・勸定・御檀〕 諸寮官錢規式 山中高他10名連署↓ 〔前堂首座以下官錢・造費用途〕 妙興寺天祥庵規式 性徹他34名連署↓ 〔塔頭坊主・衆議・莊園・末寺住持〕 黃梅院造管規式 月源中門他29名連署↓ 〔塔婆造管・關東勸進・勸定・錢貸不可他借・納所月俸・修造司月俸〕 河野通之置文 河野通之↓善応寺長老 〔諸山・南山上雲門徒寺〕 妙興寺天祥庵年中用途規式 光善他7名連署↓ 〔仏餉・月俸・給文〕 如意庵規式 咲隠宗价他2名連署↓ 〔所領・家具・勤行・常住物・衆評・庄主〕	〔歡喜寺文書〕 81 〔和歌〕 〔當寺規範〕〔西足〕 〔妙興寺文書〕 21? 〔一宮〕 〔黃梅院文書〕 42 〔鎌市〕三
81	応永7・1 (1400) 〔五〕		
82	応永9・1・29 (1402) 〔五地〕		
83	応永9・4・25 (1402) 〔五〕		
84	応永11・4・3 (1404) 〔五地〕		
85	応永11・5 (1404) 〔五〕		
86	応永13・8 (1406) 〔林〕		
87	応永13・8 (1405) 〔五地〕		
88	応永13・10・14 (1406) 〔林〕		
89	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
90	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
91	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
92	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
93	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
94	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
95	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
96	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
97	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
98	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
99	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
100	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
101	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
102	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
103	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
104	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
105	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
106	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
107	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
108	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
109	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
110	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
111	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
112	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
113	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
114	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
115	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
116	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
117	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
118	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
119	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
120	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
121	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
122	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
123	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
124	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
125	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
126	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
127	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
128	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
129	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
130	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
131	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
132	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
133	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
134	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
135	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
136	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
137	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
138	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
139	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
140	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
141	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
142	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
143	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
144	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
145	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
146	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
147	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
148	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
149	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		
150	應永13・10・14 (1406) 〔林〕		

89	応永14・1・19 (1407) 〔林〕	塔物・園評 愚中周及規式写 愚中周及↓ 〔門徒寺坊主〕	〔仏通寺文書〕3 〔廣島〕IV
90	応永15・1 (1408) 〔五地〕	東西両班官銭數定書 住山以下20名連署↓ 〔首座以下官銭・官銭用途〕 建仁寺法式条々	〔興國寺文書〕35 〔和歌〕
91	応永17・3・2 (1410) 〔五〕	東宣徳基他19名連署↓ 〔兩班・雜客・楞嚴頭・庄主・乘弘〕 清源寺法式 高瀬武備↓	〔当寺規範〕 〔兩足〕
92	応永18・11・15 (1411) 〔五〕	〔門徒掛塔・出入・刀類・楯出・飲酒・機方・祈禱伝事・寺家人夫〕 諸寺頒發省略条々 鹿苑周崇判・室町幕府↓ 〔管侍・点心・下行物・行者刀者・暖寮〕	〔清源寺文書〕 〔大日〕七・一四
93	応永18・12・1 (1411) 〔五〕	承天寺任持職規式 明江聖悟他11人連署 〔住持職・寮掌〕	〔当寺規範〕 〔兩足〕
94	応永19・3・9 (1412) 〔五〕	梅山開本竜沢寺隱文 梅山開本↓ 〔住持輪番次第〕	〔東福寺文書〕56
95	応永22・12・18 (1415) 〔曹〕	梅山開本竜沢寺隱文 梅山開本↓	〔龍沢寺文書〕 〔曹〕1886
96	応永23・12・13 (1416) 〔曹〕	梅山開本竜沢寺隱文 梅山開本↓ 〔奉行僧・評議〕	〔竜沢寺文書〕 〔曹〕1889
97	応永23・12・13 (1416) 〔曹〕	梅山開本竜沢寺隱文 梅山開本↓ 〔法綱因病書給分〕	〔竜沢寺文書〕13 〔福井〕資三
98	応永23・12・13 (1416) 〔曹〕	梅山開本竜沢寺隱文 梅山開本↓ 〔任願次十人住持・任期五年〕	〔竜沢寺文書〕14 〔福井〕資三
99	応永26・8 〔曹〕	建仁寺法式	〔当寺規範〕〔兩足〕
100	永享2・7・4 (1430) 〔五〕	〔承天寺入院・坐公文官銭〕 正統庵門下住持職壁書 学海敏才他10名連署↓ 〔圖・輪番〕	〔東福寺文書〕57
101	永享2・7・10 (1420) 〔五〕	僧并沙弥喝食条々法式 東室通悉他9名連署↓ 〔頭首侍者交代・乘弘雜客・沙弥度僧・喝食年輪〕	〔妙応寺文書〕 〔曹〕1738
102	応永29・3・9 (1422) 〔曹〕	妙応寺任持職隱文 大成宗林他7名連署↓ 〔輪番・誦檀〕	〔仏通寺文書〕9 〔廣島〕IV
103	応永30・3・14 (1423) 〔林〕	清唯他3名連署 清唯他3名連署↓	〔仏通寺文書〕10 〔廣島〕IV
104	応永30・3・14 (1423) 〔林〕	清唯他3名連署 清唯他3名連署↓	〔仏通寺文書〕13 〔廣島〕IV
105	応永34・1 (1427) 〔林〕	〔老僧四員後十二名輪住〕 清唯他3名連署 清唯他3名連署↓ 〔門徒〕	〔仏通寺文書〕13 〔廣島〕IV
106	永享2・7・4 (1430) 〔五〕	〔仏通〕天寧寺不可請叢林出頭筆・未寺住持	〔東福寺文書〕57
107	永享2・7・4 (1430) 〔五〕	承天寺任持規式 空昭他20人連署↓	〔報國寺文書〕 〔鎌市〕三一54
108	永享2・7・20 (1430) 〔五〕	龍翔寺規式 建長寺宗寿他13名連署↓	〔大徳寺文書〕511

⑩	〔林〕 永享9・1・25 (1437)	〔寺座不足により行事定員減〕 如仲天閣遺文 如仲天閣↓	〔崇信寺文書〕 〔曹〕1284
⑪	嘉吉2・7・20 (1442)	〔蘭維之義〕・総持寺出仕・龍沢寺住持職 ・普藏院塔主職・竜花院塔主職・大洞院住持職 正統庵門派住持職壁書 芳谷方孫他15名連署↓	〔報國寺文書〕 〔鎌市〕三1356
⑫	文安3・3・3 (1445)	正統院末寺金陸寺壁書 院主守旭他10人連署↓ 〔重書〕・住持・法衣 惟忠寺勅太聖寺遺文 惟忠寺勅↓	〔門覚寺文書〕 358
⑬	文安3 (1446)	惟忠寺勅太聖寺遺文 惟忠寺勅↓	〔太聖寺文書〕 〔曹〕1365
⑭	文安4・5 (1447)	請五山敬許壁書 飯尾為行他2名連署↓〔五山〕 〔殿訴の勢〕 天聖寺・仏通寺規式写 中端他27名連署↓	〔鹿苑日録〕二 〔仏通寺文書〕 19 〔広島〕IV
⑮	文安4・9・28 (1447)	〔林〕 〔住持番衆次第〕・任期・常住米銭・修造 ・僧堂衆	〔仏通寺文書〕 20 〔広島〕IV
⑯	文安4・12・23 (1447)	一笑禪慶他2名連署向上寺規式 仏通寺住持一笑禪慶他2名連署↓ 〔住持任期〕・典座・收納・衆僧・檀那・内検・常住物	〔東福寺文書〕 58
⑰	文安5・1・11 (1448)	東福寺壁書 景南英文他19人連署・鹿苑院判 〔僧階〕・喝食度僧・楞嚴願	〔門覚寺文書〕 363
⑱	文安5・5・10 (1448)	門覚寺事書 〔寺領〕・門前住人・俗方夜宿・給主・百姓・庄主・兵具↓	〔門覚寺文書〕 364
⑲	文安5・5・24 (五)	門覚寺規式	
⑳	〔林〕 〔曹〕1284		
㉑	〔報國寺文書〕 〔鎌市〕三1356		
㉒	〔門覚寺文書〕 358		
㉓	〔太聖寺文書〕 〔曹〕1365		
㉔	〔鹿苑日録〕二 〔仏通寺文書〕 19 〔広島〕IV		
㉕	〔仏通寺文書〕 20 〔広島〕IV		
㉖	〔東福寺文書〕 58		
㉗	〔門覚寺文書〕 363		
㉘	〔門覚寺文書〕 364		
㉙	〔四班任期〕・侍者・僧階・推挙・官銭 性通庵住持職遺文 祖妙他5名連署↓ 〔年輪〕・弟子・算用・家具・常住 東福寺維那規式 巨済元佑他15人連署↓ 〔輪番〕・参暇の功・月俸 東福寺問津礼銭規式 〔度僧〕・転位 妙興寺僧衆連署規式 西堂智統他7名連署↓ 〔衆僧訴訟〕・百姓訴訟・評議 仁泉古潤法集寺遺文 仁泉古潤↓ 〔住持職任期〕 比丘尼寺禁法条々 室町幕府↓比丘尼寺 〔住持年期〕・衣休・艶色・酒宴 山門条々規式 足利義政判↓ 〔入院〕・勘定・庄主・推挙・衣休 柏林長意談状 柏林長意↓俊首座 〔住持職〕・寺領・代官・修造 仏通寺規式 小早川繁平・禅瑞他7名連署↓ 〔評定衆〕・番衆・納所・土貢・常住・山林		
㉚	〔大徳寺文書〕 1742		
㉛	〔東福寺文書〕 59		
㉜	〔東福寺文書〕 60		
㉝	〔妙興寺文書〕 361 〔宮〕1363		
㉞	〔法泉寺文書〕 〔曹〕1676		
㉟	〔藤源軒日録〕		
㊱	〔東福寺文書〕 東大影写三		
㊲	〔長隆寺文書〕 〔愛媛〕1391		
㊳	〔仏通寺文書〕 23 〔広島〕IV		
㊴	〔吸江寺文書〕 〔大日〕八一四		
㊵	〔酬恩庵法度〕 〔酬恩庵文書〕		

⑬	(1479) 〔林〕 文明11・8・24 (1479) 〔林〕	宗順↓ 〈年忌勤行・住持任期・竹木〉 虎丘庵法度 一休子宗順↓ 〈年忌勤行・住持年期五年・禪除〉 長福寺弘慶奉加錢法式 住持明憲慧覺他8名連署↓ 〔質物・利平二文字・奉行兩人・月俸・掛搭錢・算用毎年二月・勘定〕 一休宗順置文 宗順↓ 〈一年一度会合〉 禁法条々 瑞智他4名連署・足利義政袖判 〔乘弘・禪客・度僧〕 織田広遠禁制并規式 織田広遠↓ 〔寺僧下地引得の禁・百姓名田・門前首姓力者・博奕・寺家内直道・諸役者・常住勤行・空地引得の禁〕 相國寺靈頂院壁書 集樹他8名連署 除添軒判↓ 〔奉行・任期一廻・年貢寺納の時院主袖判・毎月行事下行・小屋野庄庄主・無在寺の庄主不可・遺務〕 養徳院法度 春浦宗順↓ 〔諸役者・常住物・文庫・寄宿・女人・寮舎〕 養徳院法度 春浦宗順↓ 〔寺僧・住僧・印可・常住物・飲酒・未寺・輪番・門弟〕	〔大日〕八二三 〔酬恩庵文書〕 〔大日〕八一三 〔長福寺文書〕 1019 〔酬恩庵文書〕 〔大日〕八一三 〔陸源軒日録〕 〔妙興寺文書〕 〔一宮〕四二七	
⑭	(1490) 〔五他〕 延徳2・9・3 (1490)		〔陸源軒日録〕	
⑮	(1492) 〔五〕 明応1・11・27 (1492)	明憲1・12・9	〔陸源軒日録〕	
⑯	(1493) 〔林〕 明応2・2 (1493)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
⑰	(1494) 〔林〕 明応3・3 (1494)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
⑱	(1495) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	明憲4・1・16 (1495) 〔林〕 文明11・8・21 (1501) 〔林〕 文龜3・8 (1503) 〔林〕 永正3・7・28 (1506) 〔林〕 永正3・12 (1506) 〔林〕 永正3・12 (1506) 〔林〕 永正4・1 (1507) 〔林〕	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔法泉寺文書〕 〔曹〕1686 〔天龍寺文書〕 403 〔妙興寺文書〕 〔一宮〕411 〔天龍寺文書〕 404 〔大德寺文書〕 404 〔大德寺文書〕 2466 〔大德寺文書〕 2467 〔大德寺文書〕 2468 〔大德寺文書〕 2469 〔大德寺文書〕 2470 〔養徳院文書〕 〔大墨〕二
⑲	(1495) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	明憲4・1・16 (1495) 〔林〕 文明11・8・21 (1501) 〔林〕 文龜3・8 (1503) 〔林〕 永正3・7・28 (1506) 〔林〕 永正3・12 (1506) 〔林〕 永正3・12 (1506) 〔林〕 永正4・1 (1507) 〔林〕	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔法泉寺文書〕 〔曹〕1686 〔天龍寺文書〕 403 〔妙興寺文書〕 〔一宮〕411 〔天龍寺文書〕 404 〔大德寺文書〕 404 〔大德寺文書〕 2466 〔大德寺文書〕 2467 〔大德寺文書〕 2468 〔大德寺文書〕 2469 〔大德寺文書〕 2470 〔養徳院文書〕 〔大墨〕二
⑳	(1496) 〔林〕 明応4・1・16 (1495)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉑	(1497) 〔林〕 明応5・1・16 (1495)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉒	(1498) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉓	(1499) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉔	(1500) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉕	(1501) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉖	(1502) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉗	(1503) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉘	(1504) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉙	(1505) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉚	(1506) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉛	(1507) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉜	(1508) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉝	(1509) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉞	(1510) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㉟	(1511) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊱	(1512) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊲	(1513) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊳	(1514) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊴	(1515) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊵	(1516) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊶	(1517) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊷	(1518) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊸	(1519) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊹	(1520) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊺	(1521) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊻	(1522) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊼	(1523) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊽	(1524) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊾	(1525) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	
㊿	(1526) 〔五〕 文明13・3・17 (1481) 〔林〕 文明17・4・11 (1485) 〔五〕 延徳2・9・3 (1490)	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	〔養徳院文書〕 〔大墨〕二	

⑩	永正5・7・2 (1508) 〔林〕	大徳寺役者連署規式 東深宗牧他2名連署↓ 〔本寺後板より前板職〕 永平寺定書 住山家縁↓	〔大徳寺文書〕 2471
⑪	永正6・4 (1509) 〔曹〕	〔行事・塔頭・諸職・居成の禁・入院證 錢・修造・安居・白衣・薪・利銭利米 の禁・出入・門前住人・給恩の山林券 買禁・掃除音請〕 三箇寺入院規式 門明寺真宗他11名連署↓ 〔七派評議・入院停止〕 円通寺壁書写 垣屋統成↓円通寺 〔評定衆・諸役・竹野郷材木・因州年貢 米・寺家百姓・売酒・造宮〕	〔永平寺文書〕
⑫	永正7・10・4 (1510) 〔五地〕	〔天龍寺規式〕 伯始慶春他16名連署・鹿苑院・藤原軒判↓ 〔寺領不知行・小齋・方丈煩費・点心・ 茶礼・首座・維那・修造司・靈屋庵・ 物集女庄〕	〔歡喜寺文書〕80 〔和歌〕
⑬	永正8・8 (1511) 〔林〕	〔真珠庵住持職壁書〕 古嶽宗真他9名連署↓ 〔任期・齋〕	〔円通寺文書〕12 〔兵庫〕三
⑭	永正9・7・24 (1512) 〔五〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 古嶽宗巨他15名連署↓ 〔入院官錢・居成官錢〕	〔天龍寺文書〕 郷
⑮	永正18・7・20 (1521) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署壁書〕 悦深宗悟他15名連署↓ 〔大衆蜂起・虚名虚説〕 仏通寺制札 小早川興平・祥閑他9名連署↓ 〔番衆・納所・寺領・構・経宮・風呂・	〔真珠庵文書〕35
⑯	大永2・11・11 (1522) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 古嶽宗巨他15名連署↓ 〔入院官錢・居成官錢〕	〔大徳寺文書〕 2472
⑰	大永5・3・6 (1525) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署壁書〕 悦深宗悟他15名連署↓ 〔大衆蜂起・虚名虚説〕 仏通寺制札 小早川興平・祥閑他9名連署↓ 〔番衆・納所・寺領・構・経宮・風呂・	〔大徳寺文書〕 2473
⑱	大永5・8・6 (1525) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署壁書〕 悦深宗悟他15名連署↓ 〔大衆蜂起・虚名虚説〕 仏通寺制札 小早川興平・祥閑他9名連署↓ 〔番衆・納所・寺領・構・経宮・風呂・	〔仏通寺文書〕31 〔広島〕IV
⑲	大永9・閏11・晦 (1525) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署壁書〕 悦深宗悟他15名連署↓ 〔大衆蜂起・虚名虚説〕 仏通寺制札 小早川興平・祥閑他9名連署↓ 〔番衆・納所・寺領・構・経宮・風呂・	〔大徳寺文書〕 2474
⑳	享祿1・12・5 (1528) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 古嶽宗真他13名連署↓ 〔居成の前住・再住停止〕	〔大徳寺文書〕 2475
㉑	天文8・12・23 (1539) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署門前制法〕 消庵宗賢他9名連署↓ 〔門前住人・僧家・売買・後園・念仏講〕	〔大徳寺文書〕 2476
㉒	天文14・2・29 (1545) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 消庵宗賢他15名連署↓ 〔小眠蔵什物〕 東福寺定書 守仙他5名連署↓ 〔伽藍院・無弘出世裁許〕	〔大徳寺文書〕 2478
㉓	天文17・10・17 (1548) 〔五〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 春林宗徹 〔三役者振舞・維那以下月樺〕	〔東福寺文書〕 東大影写四
㉔	天文17・10・21 (1548) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 春林宗徹 〔三役者振舞・維那以下月樺〕	〔大徳寺文書〕 2479
㉕	天文24・3 (1555) 〔林〕	〔宗俊他4名連署〕 宗俊他4名連署↓ 〔寮舎処分〕 真珠庵衆議定書	〔真珠庵文書〕37
㉖	永禄8・8 (1565) 〔林〕	〔宗俊他6名連署〕 宗俊他6名連署↓ 〔祖師忌・作善銀金・年忌・年貢・地子 ・納所・奉行〕 龜山寺内封鎖禁制 雲居庵周良他13名連署↓ 〔龜山并寺内山林保護〕	〔真珠庵文書〕119
㉗	永禄9・3・16 (1566) 〔林〕	〔大徳寺役者塔主等連署規式〕 和深宗順他10名連署↓ 〔機法役・月並導師・延寿堂掌経〕	〔天龍寺文書〕 1286
㉘	永禄12・7 (1559) 〔林〕	〔機法役・月並導師・延寿堂掌経〕	〔大徳寺文書〕 2481
㉙	元龜1・10・1 〔林〕	〔機法役・月並導師・延寿堂掌経〕	〔永昌院文書〕

⑮	(1570) 〔曹〕	全祝他5名連署↓ 〔牌塔相統・軛衣・立法幢・無師・遍歷僧・江湖頭〕 武田勝頼臨濟寺規式	〔東福寺文書〕 61
⑯	元龜3 (1572) 〔林〕	武田勝頼↓林際寺 〔寺領・末寺・門前在家・諸役免除・勅願寺〕 東福寺壁書	〔臨濟寺文書〕 〔大日〕一〇一〇
⑰	天正2・1・27 (1574) 〔五〕	東福寺壁書 〔京中宿所・女人寄宿・番司妻子〕 法座錢壁書寫	〔東福寺文書〕 61
⑱	天正5・6 (1577) 〔五〕	雲居庵周良伸4名連署↓ 〔乘弘法座錢・官錢用途〕 網維察法式	〔天龍寺文書〕 1288
⑲	天正5・9・10 (1577) 〔五〕	雲居庵主周良↓ 〔床麿・僧糶・勤田薄の管理・掛搭鞍位・官資〕 東福寺東堂・西堂連署壁書	〔天龍寺文書〕 1287
⑳	天正5・10・5 (1577) 〔五〕	汝源令見他5名連署↓ 〔問禪・乘弘出錢・雜那祝齋〕 天龍寺壁書	〔東福寺文書〕 62
㉑	天正20・1・19 (1592) 〔五〕	禪昌院寺口他25名連署↓ 〔奉行・行力察分・常住出錢・割金・公儀御礼・常住領檢免・納帳・行者・力者・奉行之次第〕 海蔵寺役者連署規式	〔天龍寺文書〕 1292
㉒	天正20・6・2 (1592) 〔五〕	看司徳首薩他2名連署↓ 〔方丈看司輪番・西來庵下〕 豊田秀次宛書	〔海蔵寺文書〕 192 〔鎌市〕三
㉓	文禄1・12 (1592) 〔五〕	豊田秀次↓東福寺 〔聊句詩会・会席料・官儀〕 大佛寺役者塔主等連署規式	〔東福寺文書〕 46
㉔	文禄3・4・19 (1594) 〔五〕	玉浦紹琮他18名連署↓	〔大佛寺文書〕 2482

中世禪林の法と組織 —— 禪宗寺院法の基礎的考察 ——

⑳	慶長2・8・27 (1597) 〔曹〕	〔三役者・新到參暇〕 大綱・無極兩派證文 双林寺聚孫・電極寺良智連署↓ 〔修造・立法幢・軛衣・江湖頭・兵仗・江湖聚會〕 官儀等規式	〔電雲寺文書〕 〔曹〕 1832
㉑	慶長15・1・11 (1610) 〔五〕	慈禿他5名連署↓ 〔入院齋料・無弘法座錢・雜那給分・仏事・出頭〕 五山十刹諸山之諸法度	〔當寺規範〕〔満足〕
㉒	元和1・7 (1615) 〔五〕	徳川家康↓ 〔東班西班軛位官資・乘弘・衣休・南禪寺長老老職・新院建立・願字料・鹿苑露源の廃止〕 大徳寺諸法度	〔金地院文書〕 〔大日〕二二二二
㉓	元和1・7 (1615) 〔林〕	徳川家康↓大徳寺 〔僧臘・軛位・參禪修行・新院建立・寺領・諸院輪番〕 妙心寺諸法度	〔大徳寺文書〕 119
㉔	元和1・7 (1615) 〔林〕	徳川家康↓ 〔僧臘・軛位・參禪修行・新院建立・寺領・諸院輪番〕 徳川家康↓ 永平寺諸法度	〔妙心寺文書〕 〔大日〕二二二二
㉕	元和1・7 (1615) 〔曹〕	徳川家康↓永平寺 〔江湖頭・軛衣・立法幢・出世戒臘・紫衣・開山二代忌〕 總持寺諸法度	〔永平寺文書〕 〔曹〕 28
㉖	元和1・7 (1615) 〔曹〕	徳川家康↓總持寺 〔江湖頭・軛衣・立法幢・出世戒臘・紫衣・開山二代忌〕	〔總持寺文書〕 109 〔曹〕

尚、所収本略称は以下の通り。

〔曹〕…『曹洞宗古文書』、『円覚寺文書』番号…『鎌倉市史』史料編第二

番号、『鎌倉遺文』、『大正』、『大正新修大藏經』、『愛媛』、『愛媛県史』、『資料編古代・中世』、『宮崎』、『宮崎県史』、『資料編中世一』、『曹全』、『曹洞宗全書』、『総持寺誌』、『同書付録』、『大本山総持寺重要文書集』、『兵庫』、『史中』、『兵庫県史』、『史料編中世』、『中世法』、『二』、『中世法制史料集』、『第二巻』、『東大写』、『東京大学史料編纂所写真帳』、『大徳』、『大徳寺墨蹟全集』、『毎日新聞社』、『正法寺文書』、『岩手県立博物館』、『奥の正法寺』、『遠墨』、『日本高僧遺墨』、『毎日新聞社』、『鎌倉市』、『鎌倉市史』、『岡山』、『岡山県史』、『岡足』、『建仁寺両足院文書』、『一宮』、『新編』、『宮市史』、『資料編五』、『和歌』、『和歌山県史』、『中世史料二』、『大日』、『大日本史料』、『長福寺文書』、『長福寺文書の研究』、『天龍寺文書』、『番号』、『京都府調査ファイル番号』、『京都府総合資料館架蔵写真版』、『永平寺文書』、『福井新聞社』、『大本山永平寺展』、『真珠庵文書』、『大日本古文書』、『また表中の漢数字は巻数、アラビア数字は文書番号或いは頁。また便宜上、年号横には五山系寺院：〔五〕、京・鎌倉以外の地方の五山系寺院：〔五地〕、大徳寺・仏通寺等臨済系非五山：〔林〕、曹洞系：〔曹〕の記号で示した。